

# 会報

平成25年12月 NO.99

■協会概況—平成25年度年央報告	1
■「決算状況表」にみる会員の事業態様	55
■米欧の相場操縦等規制制度と摘発事例	61
■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要 (2013年11月現在)	68
■Financial Futuresニュース (31トピックス)	91



一般社団法人  
金融先物取引業協会  
The Financial Futures Association of Japan

---

# 協会概況—平成25年度年央報告

一般社団法人金融先物取引業協会

専務理事 後藤敬三

---

## 一 概況

### 1. 総論

協会活動に対し、平素より多大なご支援を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、本協会は一般社団法人への移行を  
完了し1年余が経ちました。移行後に際しての会員、  
特別参加者各位のご理解、ご協力に改めて感謝を申  
し上げます。

既にこれまで御報告してまいりましたが、現在、  
本協会を巡る諸環境においては、認定金融商品取引  
業協会として規制環境の変化への適正かつ効率的な  
対応への要請が増加の一途を辿るとともに、協会運  
営においては中長期的な財務収支均衡を図ることが  
必要とされるとともに、一般社団法人としての法的  
要請に的確に対応していくことが求められています。

このように、引き続き厳しい状況が続く中で、本  
協会の基本的性格を踏まえ、会員・投資者の皆様に  
に対するベター・サービスへの志向を基本的姿勢とし、  
会員のご意見を踏まえつつ、ガバナンスを確保し、  
透明で説明可能な協会運営を図り、一層の合理化・  
効率化を行いつつ、適正かつ効率的な法人運営を図  
るための基盤整備に引き続き努めるとともに、環境  
変化への着実な対応、金融先物取引業に対する信頼  
の確保強化のため、自主規制業務を適切かつ効率的  
に展開することとしています。今後とも、ご支援の  
程をお願い申し上げます。

この年央の業務報告は平成21年度より開始したも  
のですが、本年度においても以下のように取りまと

めましたので、ご高覧を賜りたく、併せて、事務局  
職員の尽力の程をお汲み取り頂ければ幸甚に存じま  
す。

### 2. 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品  
取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協  
会（自主規制団体）です。

#### (1) 一般社団法人

本協会は、平成24年4月1日より「一般社団法人及  
び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認  
定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に  
に関する法律」（平成18年法律第50号）第45条に基づ  
き一般社団法人へ移行いたしました。この法人格移  
行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引  
業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」  
に変更されました。

公益法人制度改革対応については、「公益法人制  
度改革対応に関する懇談会」（平成22年6月設置）  
において、各方面にわたるご審議を頂き、その内容を  
逐次会員専用ウェブサイトKinsaki-netにおいて会  
員の皆様にお伝えして作業を進め、その結果に基づ  
き、平成23年11月の臨時総会決議により一般社団法  
人への移行申請を行い、平成24年3月26日付で移行  
認可を受けました。この移行により、厳しい展開の  
続く現在の環境下で、本協会事業の安定的展開を図  
る法的基盤を確保することができました。この間の  
会員の皆様のご理解とご協力に対し、改めて、厚く  
御礼を申し上げます。

## (2) 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

本協会は、法人格移行後においても、以前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会として、自主規制事業を実施しています（平成23年度事業報告書三C1(5)「その他移行関連事項」参照）。

（注）なお、金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で平成19年6月に取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）」においては、本協会は自主規制機能に特化しているとされています。

## (3) 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

## (4) 国の委任事務

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

## 3. 認定個人情報保護団体

現在、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報の保護に関する法律第37条に規定する認定個人情報保護団体の認定の申請を準備しています。（証券取引等監視委員会検査時指摘事項）

## 4. 協会の概要

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。

平成25年9月30日現在、本協会の会員は154社、特別参加者は10社です。

平成25年度上期中、会員については、入会4社、退会6社（合併による消滅1社、吸収分割1社、事業譲渡1社、金融商品取引業の廃止3社）、特別参加者については、入会2社の異動がありました。

（注1）特別参加者の対象としては、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険

会社でしたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係をもち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。（平成24年11月22日 第8回理事会決定）

また、特別参加者は、会員と同様にKinsakinetの利用が可能であり、本協会からの通知文書、各部会の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

（注2）平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」をご覧ください。

## 5. 法人の組織

別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」のとおり、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律<sup>（注）</sup>の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）部会、同幹事会、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

（注）規律委員会は、平成24年6月より、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分を所掌する第三者委員で構成される委員会として設置されました。（平成24年3月30日委員会規則改正）

また、同委員会は審議事項について、委員長が専門家の意見を要する等の必要があると判断した場合に専門委員が委嘱できるとされており、自主規制部会部会長である三菱東京UFJ銀行と副部会長である大和証券、外為どっとコムが委嘱されています。

## 6. 総会・理事会等の開催

（1）平成25年度上期における総会、理事会、委員会等の開催・審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。また、上期以降の開催予定については別紙4「平成25年度会議日程（案）」をご参照ください。

（2）現在、機関決定手続きの効率化、適正化を図るため次の項目について検討、着手できるものから

実施しています。

- (ア) 日程の早期確定（平成24年より）
- (イ) 電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）
- (ウ) 会員の異動における条件付き議案の付議（検討中）
- (エ) 総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席（通常総会平成25年6月より、臨時総会平成26年3月（予定））

## 二 事業計画の実施状況

平成25年度における本協会の事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

また、平成25年度上期における本協会の活動状況の詳細については、別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」をあわせご参照下さい。

## 平成25年度事業計画の進捗状況

平成25年度事業計画の概要			進捗状況	
		内 容		
平成25年度事業計画	(◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、新規:25年度新規事業)			
1. 金融先物取引業務の適正化	会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	監査業務及び電話照会等による指導・相談の実施		
	1.1 会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	監査業務及び電話照会等による指導・相談の実施		
	1.2 自主規制規則の制定・改廃の実施	・個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る同業取扱規則並びに同規則に係るガイドラインの制定 ・店頭外為国際取扱規則に係るスリッページに関する金融先物取引業務取扱規則の一部改正等の実施		
	△ 自主規制規則関係アンケートの実施	下期実施予定		
	1.3 内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	試験問題の定期的な見直し及び委託による円滑な実施		
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号				
2. 金融先物取引市場の調査、研究	新しい自主規制分野に関する内外動向(商品、市場等)の調査・会員広報の実施	平成25年7月18日付で、新商品の取扱に関する通知文書を発出済。		
	2.1 新しい自主規制分野に関する内外動向(商品、市場等)の調査・会員広報の実施	平成25年7月18日付で、新商品の取扱に関する通知文書を発出済。		
	2.2 ◆ 各種統計資料の統合的利用(監査部モニタリングチームと調査部の連携強化)	監査部・調査部で個別の課題で対応を開始(BD取引状況、業者モニタリング情報など)		
	2.3 □ 外部学術機関との学術連携の継続	神戸大学産業教授と、共同研究を継続。現在、データ分析の第1フェーズはほぼ終了。		
	2.4 新規 新たな金融規制を反映したデリバティブ商品の体系的な調査(マッピング)	内外の取引所商品の定期的なチェックと、店頭デリバティブの新規制に対応する規制対応を整理中		
	2.5 ◆ 外部機関(日銀、金融、資本市場統計整備連絡協議会、東京外国為替市場委員会等)との連携実施	外為市場委員会との第3回共同調査終了。英語版の報告書を新たに追加		
3. 法令規則等の遵守状況の監査	会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施	計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施		
	3.1 (1)モニタリングの実施と必要なオブザーブ対応	特別監査(未接触会員2社)、特別監査(1社)		
	(2)区分管轄信託制度に係る自主規制取り組みの見直し	特別監査(2社)実施		
	(3)効率的な単独監査の実施	単独監査(8社)実施		
	(4)取引所との合同監査の実施	合同監査(4社)実施		
	(5)効率化セキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化	前年度より継続中		
	3.2 新規 加入会員に対する監査調査の円滑・適切な実施	新規加入会員に対する監査調査の円滑・適切な実施		
	3.3 新規 中介会員新規委員会員に対する調査の円滑・適切な実施	特別監査(2社)実施		
	3.4 新規 個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	下期審査監査実施予定		
4. 苦情・紛争の処理	会員の金融先物取引業務に関する投資家等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん	苦情・あっせん処理状況報告を毎月受理、必要に応じ実態ヒアリング		
	4.1 ◆ 証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	苦情・あっせん処理状況報告を毎月受理、必要に応じ実態ヒアリング		
	4.2 □ 金融ADR制度への継続参加	証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託		
	4.3 ◆ 認定個人情報保護団体の認定取得申請(継続)	下期実施予定		
5. 外務員の登録事務	金融庁長官から委任された外務員の登録の実施	外務員登録事務に係るシステムの改善を実施予定		
	5.1 外務員登録事務の円滑・適正な実施	外務員登録事務に係るシステムの改善を実施予定		
	5.2 外務員資格試験の円滑・適切な実施	試験問題の補充及び見直しを実施予定		
	5.3 外務員更新研修の円滑・適切な実施	試験問題の補充及び見直しを実施予定		
6. 広報、刊行物の発行	金融先物取引に関する知識の普及、普及に資するための広報、刊行物の発行	刊行物発行事業の円滑・適正な実施(電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し) 「金融先物取引の知識」(平成25年度版)の作成、会報97.9号をPDF版にて刊行		
	6.1 kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実(会員向け)	kinsaki-netによる随時のお知らせ、トピックスの掲載 一般公表に先立ち、カバー取引との共同調査、月次統計等を公表		
	6.2 一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)	ホームページへ店頭バイナリーオプション取扱ルールの概要の掲載 個人向けバイナリーオプションのコンテンツと問題集を一般向けホームページに追加		
	6.3 協会史編纂	会員史編纂のための資料収集		
7. 金融先物取引業務の改善合理化	会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他の金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施	◎ 投資者信託の一層の強化を図るために効率的の自主規制の実施 (1)金融商品別(FX部会・幹事会等)施策の充実 (2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備 (3)その他の環境の変化に対する金融先物取引業務の改善合理化(反社会的の努力対応その他の) 7.1.2 ◎ 会員の業務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)	投資者信託の一層の強化を図るために効率的の自主規制の実施 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施 下期に、個人向け店頭バイナリーオプション取扱業務及びFX取引のスリッページに関する書類監査を実施予定。 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定 東海財務局との災害発生時における連絡訓練 上期:BDに関する広告Q&A追加 下期:広告基準、マニュアル完成予定	
8. 教育、研修	会員の教職員等に対する教育、研修の実施	規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施 (1)会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施 (2)ITを活用した教育、研修の検討	ホームページへ店頭バイナリーオプション取扱ルールの概要(再掲)	
	8.1 規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施			
	8.2 (1)会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施			
	8.3 □ ITを活用した教育、研修の検討			
9. 会員相互通じての意見交換、連絡調整の推進	諸団体との意見交換、連絡調整の推進	◎ 会員と行政との意見交換・連絡調整等の推進 9.2 ◎ 金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の推進等	金融庁3局との意見交換会(10月28日開催予定)を準備中 毎月開催の連絡会議に出席	
	9.1 ◎ 会員と行政との意見交換・連絡調整等の推進			
	9.2 ◎ 金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の推進等			
	9.3 □ 第二種金融商品取引業協会への協力			
定款第4条第1項第10号				
10. 法令に基づく主務大臣等との協力	定款第4条第1項第11号、第12号	10.1 事業の適切な実施	各種報告の随時提出	
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な金融会業の推進	定款第4条第1項第11号、第13号	11.1 △ 一般社団法人としての着実な業務運営の実施 11.2 協会事務局体制の効率的整備 11.3 協会事務の合理化・適正化の推進 (1)経理事務における送金事務の合理化 (2)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等 (3)出版等の更なる効率化の検討等 11.4 新規 会員、外務員等の处分規定の見直し 11.5 △ 処分手続の見直し等に伴う事務体制の検討 11.6 △ 金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施 11.7 協会役員に対する教育、研修(監査委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施	「公益目的支出計画の実施報告」を内閣府公益認定等委員会に報告 計画増員を前年度末までに一巡 インターネットバンキングを利用した送金事務の実施 ウェブサーバー(報告書管理システム)とデータベースサーバーを分離予定 金融先物取引業務マニュアルのWeb化の完全実施 会員処分:26年6月施行予定、外務員処分:27年6月施行予定 仲介業務を始めた会員2社(上記3.3に記載済み)に対し、当該業務が適切に実施されているかを確認するため実地での特別調査を行った。 公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)の資格取得講座受講等の実施等	
定款第4条第1項第14号				

### 三 法人管理事業の概況

#### 1. 事務局の概要

##### (1) 機構・人員

4部体制、職員数（平成25年9月末現在） 23人。

平成21年度以降、対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする体制整備計画により、逐年の整備を図ることとしました。

増員に当たっては、慎重に実施を行うこととし、事務量の見直しを立てつつ、計画の見直しを行いつつその都度総会にお諮りしてから取組むこととし、平成24年度にその体制整備をほぼ一巡しました。（別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

##### (2) 平成25年度における事務局運営の概況

###### (ア) 事務局の体制

###### ① 平成24年4月1日に、事務局の組織及び事務

分掌等規程を改正し（平成24年3月14日理事会決定）、事務局長代行を設置し、平成24年4月1日付けで次のとおり発令しました。

###### (i) 総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

###### (ii) 自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

###### ② 平成25年度においては、各部に次長を配置（兼務の活用）し、組織の体制強化を図っています。

(イ) 協会運営に当たって、会員・行政との連絡の適確化、効率化を図る見地から会員・行政との連絡窓口を定め、情報蓄積等の強化徹底を図っています。

###### ① 行政窓口 総務部長（法人管理事業関係）、監査部長（自主規制事業関係）

###### ② 会員窓口 調査部長

###### (ウ) 金融庁証券取引等監視委員会出向

本年7月より、監査部に所属していた職員1名が証券取引等監視委員会に任期付職員として採用さ

れました。

###### (エ) 連絡調整会議

引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする、週2回の連絡調整会議を開催しています。

###### (オ) 企画会議

自主規制施策についての検討を行うため、企画会議を設けています。

#### 2. 職員資質向上

ベター・サービスを進める上では、職員資質の向上が不可欠であるとの認識から、事務局体制の整備を進める過程で以下の施策に取組んでいます。

また、このような状況を踏まえ、協会事務局職員の専門的知識技能を向上するための研修事業の拡充を図ってきたところです。

平成25年度においては、以下の研修を行う予定です。

##### (1) 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修

###### (ア) 公認内部監査人（CIA）資格取得講座受講（継続） 監査部職員3名

###### (イ) 公認情報システム監査人（CISA）資格取得講座受講（継続） 監査部職員3名

###### (ウ) 証券アナリスト（継続） 調査部職員1名

##### (2) 外部講師による研修等

###### (ア) 顧問弁護士による法規的事項についての研修

###### (イ) セキュリティ・コンサルティングによる定期の個人情報保護研修（年度末実施予定）

##### (3) 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修

##### (4) 米国CFTC主催の国際規制関係者研修（専務、職員2名参加）

### 3. 財務の概況と課題及び資産管理運用報告等

#### (1) 財務の概況

##### (ア) 平成25年度上期における事業活動収支の状況

###### ① (事業活動収入)

会費収入234百万円、事業収入13百万円、合計265百万円となっています。

上記の平成25年度当初予算に対する進捗率は、会費収入97%（前年度同期97%）、事業収入40%、事業活動収入計92%（前年度同期88%）となっています。

事業収入のうち受験料収入については、平成25年度当初予算19百万円（受験者数2,400人）に対し、上期実績6百万円（受験者数830人）となり、その進捗率は34%（前年度同期36%）となっています。

特定資産運用収入については、(3)資産管理運用報告をご参照下さい。

###### ② (事業活動支出)

事業費支出145百万円、管理費支出15百万円、合計161百万円となっています。

上記の平成25年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は42パーセントとなっています（前年度同期41%）。

###### (i) 事業費支出

法規集作成費5百万円の未執行（下期実施予定）、内部管理責任者資格試験及び外務員資格更新研修試験受験者数の減、システムオペレーション業務委託費2百万円の減、サーバ分離5百万円の未執行（12月実施予定）等の要因により43パーセントとなっています。

###### (ii) 管理費支出

職員欠員補充が行われなかつたこと等による人件費の減、監査報酬3百万円の未執行（12月、3月支払予定）等の要因により36パーセントとなっています。

（別紙6「平成25年度収支予算（事業活動収支の部）の執行状況」参照）

##### (イ) 公益目的支出計画実施報告

本協会は一般社団法人として、法律<sup>(注)</sup>により、公益目的支出計画の実施報告が義務づけられています。

平成25年6月12日の通常総会において承認された「公益目的支出計画の実施報告」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。（別紙7「公益目的支出計画の概要と本協会における実施状況」参照）

（注）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項

#### (2) 財務面における課題

##### (ア) 財務面における課題

本協会の業務運営の安定的展開を図る上で、財務収支の均衡は重要な課題です。この見地から、現在協会が直面している状況に対し、公益目的支出計画の遂行、適正な内部留保の確保をふまえつつ、長期的展望に立った収支両面にわたる施策による財務均衡を図るため、各般の努力を重ねています。

##### (イ) 長期推計と財務収入の試算

平成24年度において、平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成に当たって、平成25年度予算の水準のまま、平成35年度までの長期的な収支の状況を試算した「平成35年度までの試算（現行ベース）」を作成しました。

この試算においては、現在の収支状況のまま推移すると、法人全体の収支差は約120百万円の収入不足で推移することとなり、平成30年度から31年度にかけて、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高が不足し、業務運営に支障がでるという大変厳しい状況にあることが示されています。

このような状況に対応するため、「平成35年度までの試算（参考ベース）」を作成し、平成30年代半ばに収支相償するように、現行ベースに比例会費の増額、支出の削減の2つの条件を加えて試算し、「平成35年度までの試算（参考ベース）<参考>「単年度における法人全体の収支差」欄の収支差は△2百万円となり、収支相称が可能な一例を示しています。（別紙8-1「平成35年度までの試算（現行ベース）」、8-2「平成35年度までの試算（参考ベース）」参照）

これは、一定の条件を置いて試算した結果であり、当然のことながら今後において、定額会費の額、支出規模の議論、適正な内部留保の額の検討等を行うことが必要と考えられるところで、あくまでも協会の財務の実態を知って頂き、その実態のもとで各種の議論をお願いするための参考資料です。

このような状況を踏まえ、これまでも運営効率化に努めて参りました<sup>(注)</sup>が、今後とも会員の皆様のご意見を伺い、ご理解を頂きながら一層の収支両面にわたる努力を重ねて参りたいと考えています。

（注） 支出面においての施策については別紙9「これまでにおける経費削減の主なもの」をご覧ください。

### （3）資産管理運用報告

本協会は、会員からの預り預託金等の特定資産について効率的な財務運営等の見地から、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用しています。

平成25年度においては、預り預託金充当資産のうち5億円について運用の検討を行いました。

平成25年6月に、その5億円のうち1億円を第329回利付国庫債券（償還平成35年6月20日、利回り0.8%（課税後0.64%）に、4億円を第318回国庫短期債券（償

還平成25年10月21日）に運用することを決定し、本協会の口座設定のある証券会社4社による合い見積もりを行い、もっとも有利な見積もりを提示した証券会社と契約いたしました。

これにより、預り預託金充当資産平成25年4月1日残高13億円のうち、6億円を長期運用し、残額7億円のうち4億円を国庫短期債券、3億円を流動性のある預金等としています。

また、これらの資産管理運用については、同規程第5条に基づき、11月15日開催予定の理事会に報告を行うこととしています。なお、平成25年度上期における資産管理運用状況は別紙10「平成25年度資産管理運用状況報告」のとおりです。

#### （4）公認会計士との監査契約

##### （ア）監査契約

本協会は一般法人法上の規定における大規模法人でないため、会計監査人の設置義務がなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条）、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、ガバナンスの観点から、公認会計士による会計監査を実施しています。

平成25年度においても財務諸表等において以下に掲げる内容の監査証明等を受けるため、監査契約等を締結し、公認会計士による監査等が実施されます。

###### ①「独立監査人の監査報告書」

定款第45条及び一般法人法第123条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（正味財産増減計算書及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、附属明細書）について、監査法人による「独立監査人の監査報告書」の提出を受けています。

###### ②「独立した監査法人の保証報告書」

経理規則第40条により協会が作成している計算書類のうち収支計算書については、準拠すべき規準『「公益法人会計における内部管理事項

について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)があるため、「独立した監査法人の保証報告書」の提出を受けています。

### ③ 「合意された手続実施結果報告書」

同様に財産目録は経理規則第40条により協会が作成している計算書類です。貸借対照表と財産目録の貸借対照表科目及び金額との整合性を確保するため「合意された手続実施結果報告書」の提出を受けています。

#### (イ) 公認会計士と理事とのディスカッション

公認会計士が効果的かつ効率的な監査を実施するために、公認会計士と理事との間で、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、ディスカッションが行われています。

平成25年度においても、専務理事と公認会計士との間で9月18日に実施され、監事に同席頂いています。

## 4. 法人管理の適正化

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、今年度においても、法人格移行後、なお間もないと考えられるところから一般社団法人としての法令遵守について、引き続き重点的に取組みを続けています。

平成25年度においては、総会の適正運営のため、顧問弁護士が総会に出席したほか、規律委員会業務、その他業務に関する法規的事項についての指導及び助言を受けるため、新たに弁護士と顧問契約を締結しました。(平成25年5月1日)

現在においては、法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とした公益財団法人公益法人協会への加入、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、法人役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損

害賠償保険への加入を検討しています。

(別紙11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照)

## 5. ITの活用

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベター・サービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためにには、電子情報技術の積極的利用が不可欠であるとの考え方立ち、一般向けホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取組んできました。

### (1) 協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けてホームページを開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、同ページのリニューアルを行い、デザインを一新しました。以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取組んでいます。

平成25年度には、個人投資家向けの情報提供の充実の一環として、店頭バイナリオプション取引ルールの概要を新たに掲載しています。

また、平成25年度における一般ホームページへのアクセス数は、平成25年9月末時点で148,547回でした。

### (2) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)

(ア) 平成20年度に、会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として設置した会員・特別参加者専用サイトをベースに、平成22年3月に、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

た。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、平成24年度においては、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とし、出来高状況報告等の専用画面を新設しました。

平成25年9月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで154社中145社、申請枚数計661枚（特別参加者は10社中6社、7枚）となっており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は40,000件を超えていました。

(イ) 協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、適正で円滑な協会運営の基本と考えています。

Kinsaki-netは通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況を掲載し、また「6. 各種刊行物の刊行等－刊行物の電子化及びオンデマンド出版化－」で述べる会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、大きな役割を担っています。平成25年度上期において、同ページを通じて行われた連絡件数は、平成25年9月末時点累計件数は80件（うち協会通知文書掲載41件）となっています。

(ウ) このほか、ITを活用したベター・サービスへの取組みとしては、会員セミナーでの協会説明内容について音声ファイルのネット配信を行っています。

### (3) 事務局システム

#### (ア) 災害等緊急時対応へのIT活用

平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員及び一般投資者に対するホームページ等による情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しま

した。その後、災害や感染症などへの備えの重要性の認識が高まる中で、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、平成24年3月には職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入、逐次整備を図ることとしています。

#### (イ) セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバーをデータセンターへ移設しました。また、(ア)「災害等緊急時対応へのIT活用」でも述べたようにシンクライアント環境を導入し、管理態勢を強化しており、継続的に情報漏えいリスク等の軽減にも努めています。

#### (ウ) 機械化会計

平成22年度から年度開始前予算編成へ移行するに際し、事務における予算執行過程での予算管理、支出実行、債権管理等の経理事務処理の効率化・適確化、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として平成23年度より機械化会計の本格導入を行いました。

平成25年度においても引き続き予算執行状況の月別管理等に活用しています。

#### (エ) 外務員統合管理システム

本協会では、外務員の登録事務の実施に当たって、平成17年度に外務員の登録等に関するシステムを開発し、その後規則改正等の都度改修を実施し行っています。また、外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本を要しないものについてはkinsaki-netでの提出が可能となっています。

#### (オ) 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金については、平成

24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理及び毎年7月1日現在で会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

## 6. 各種刊行物の刊行等—刊行物の電子化及びオンデマンド出版化—

### (1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各部について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。平成25年度における各種刊行物ごとの状況は、以下のとおりです。

- (ア) 会報…平成22年9月電子化 (Kinsaki-net掲載)。(下記(3)「会報の電子化」参照)
- (イ) 金融先物取引関係法規集…平成22年2月より法規集データベース (下記(2)「金融先物取引関係法規集データベース」参照) 供用開始。紙媒体も刊行していますが、平成25年度分より効率化、利便性の見知から、現行の2分冊を1分冊構成に圧縮して刊行する予定です。
- (ウ) 金融先物取引業務マニュアル…平成23年度電子化 (Kinsaki-net掲載)。紙媒体はオンラインデマンドにより出版することとしています。
- (エ) 金融先物取引の知識…平成24年度電子化 (Kinsaki-net掲載)。紙媒体も刊行しています。
- (オ) 金融先物取引業務研修テキスト…平成25年度電子化 (Kinsaki-net掲載)。なお、平成23年10月より試験問題集全文の電子化 (Kinsaki-net掲載)を行っています。

### (2) 金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月から、会員用に「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を開始し、常に最新の法令体系を会員に提供できることとなっています。

同データベースは、本協会一般向けホームページ又はKinsaki-netから利用が可能です。

近年、金融商品取引法関係の法令等改正が頻繁となり、年一度の法規集刊行では必ずしも現行規定の全体像が明かでないこと、それぞれの改正の施行時期が異なり適用関係が複雑化していること等の状況に対応するためのものですので、ぜひご活用下さい。

### (3) 会報の電子化

年間4回発行する会報については、PDFファイルによる刊行を継続しています。

平成25年度上期の各号における主な会報掲載事項は以下のとおりです。

#### (ア) 第97号 (平成25年6月Kinsaki-net掲載)

- (①) 第24回通常総会
- (②) 「決算状況表」にみる会員の事業態様
- (③) 英国的新金融業規制の枠組等

#### (イ) 第98号 (平成25年9月Kinsaki-net掲載)

- (①) 東京外国為替市場委員会・一般社団法人金融先物取引業協会調査部による共同調査報告「店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況」
- (②) 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高 (2013年上半期)
- (③) 韓国の証券先物規制と市場等

### (4) 統計情報の一般公表

会員各位より報告を受けた統計情報を集計し、「四半期出来高状況」、「四半期統計」、「店頭月次速報」、「モニタリング関連資料」を一般ホームページに掲載し、公表しています。なお、一般ホームページに掲載した統計情報は証券関連諸団体とともに証券統計ポータルサイトにリンクしており、統計情報利用者の利便を図っています。

## 7. 災害対策関係その他

### (1) 災害対策関係

- (ア) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う電力事情等から、FX取引を取扱

う会員のうち、他の自主規制団体（金融商品取引業協会）に属さない会員について、金融庁から節電行動計画の策定及び適切な実施の要請（平成23年6月3日付）を受け、業界としての節電対策（平成22年夏季電力使用のピーク比15%減を目標とする内容）を策定し、これを周知するとともに、各会員に対して自社の節電計画の策定及びその実行を要請しました。今年夏においては、当局から「2013年度夏季の電力需給対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定）に基づく電力需要の抑制に取組むよう要請があり、会員へ周知するとともに、本協会事務局においても、前年度に続き定着している節電の取組みを継続しました。

(イ) 現在、協会事務局のBCP体制についても実態を踏まえつつ整備を行っています。

#### (2) 協会史の編集

本協会が、平成元年8月に設立以来の本協会史作成を目指し、資料の収集等を進めています。

### 四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業

#### 1. 外務員登録及び外務員資格試験等の実施

##### (1) 外務員登録事務の実施

平成17年7月の金融先物取引法改正において、外務行為を行うものに対し、外務員制度が導入され、登録に係る業務が金融庁長官から本協会への委任が行われました。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

##### (2) その他登録制度の整備

(ア) 外務員の登録の際に資格試験の合格（下記(4)

(ア)(1) 「外務員資格試験の概要」参照）を登録要件としている者は、従来、外国為替証拠金取引を取扱う外務員とされてきましたが、平成25年よりこれに加えて仲介業を行う者及び個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う者につい

ても、委任者と協議の上、同試験の合格を登録要件としました。

(イ) また、外務員登録の際、資格試験合格を要件とする者が新たに加わったことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、付属の解説の適用条文、文言の確認・整理をしました。

##### (3) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し金融庁監督局証券課に提出しています。

平成24年度分についても、平成25年6月12日の通常総会の審議を経て、提出しました。

##### (4) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の実施等

###### (ア) 外務員資格試験

###### ① 外務員資格試験の概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、旧金融先物取引法改正（平成17年7月1日）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改革の趣旨が規制強化であることを踏まえ、本協会においての当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「外務員の登録等に関する規則」（平成17年6月27日理事会決定。平成25年7月18日最終改正））

###### ② 外務員資格試験の実施状況

随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県120箇所余り（平成25年3月末現在）で実施されています。

平成25年4月から9月末における試験実施状況は、受験者数501人、合格者数499人となっています。なお、平成25年9月末までの累計受験者数は20,970人で、合格者数は、18,887人となっています。

###### (イ) 外務員資格更新研修試験

###### ① 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（「外務員の登録等に関する規則」第4条第1項第1号に該当するこ

とを資格要件とする者に限ります。) に対しては、平成22年10月より、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合又は新たに外務員の登録をする者が、過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合に外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」が実施されています。

#### ② 外務員資格更新研修試験の実施状況

外務員資格試験と同様に、隨時受験可能なオンライン方式により実施され、平成25年9月末における試験実施状況は、受験者数193人、合格者数183人となっています。なお、平成25年9月末までの累計受験者数は1,743人で、合格者数は、1,682人となっています。

## 2. 内部管理責任者資格試験等の実施

### (1) 内部管理責任者事業の概要

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」(平成7年12月12日理事会決定。平成24年11月22日最終改正)により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施する内部管理責任者資格試験(平成9年2月から)に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

### (2) 内部管理責任者資格試験の実施状況

随时受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県120箇所余り(平成25年3月末現在)で実施されています。

また、平成25年9月末における試験実施状況は、受験者数188人、合格者数178人となっています。なお、平成25年9月末までの累計受験者数は10,427人で、合格者数は、8,975人となっています。

\* 本協会が実施している資格試験については(別紙12「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」)をご覧ください。

また、本協会が実施している資格試験については、これらの試験問題をKinsaki-netに全問題掲載しています。

## 五 自主規制事業の概要

### 1. 所管金融商品取引の概要

#### (1) 平成25年度第一四半期(平成25年4月より6月まで)

平成24年末よりの金融市場におけるボラティリティーの高まりを受けて、本協会所管の金融商品も、全体として活発に取引されました。個別にみると、店頭外国為替証拠金取引は、平成24年度第四四半期から、2期続けて取扱高が1,000兆円を上回り、1,426兆円(前年同期比 +246%増)となりました。また、店頭通貨オプション取引は、6兆2,903億円(同 +202%増)、NDF取引も1兆5,463億円(同 +280%増)となりました。しかし、一方で、個人向け店頭取引に新規制が導入されるバイナリーオプション取引は、2期続けて取扱高が減少したものの、2,110億円(同 +31%増)となりました。<sup>(注)</sup>

また、市場デリバティブ取引は、海外の取引所に上場されている金利系デリバティブ取引が、4,633千枚(前年同期比 ▲17%減少)、本邦の取引所に上場されている金利系デリバティブ取引は、3,514千枚(同 +26%増加)となっています。通貨系のデリバティブ取引は、海外取引所では105千枚(前年同期比 ▲7%減)でしたが国内取引所は20,994千枚(同 +14%増)となっています。

(注) バイナリーオプションの想定元本額は、予め定められた支払金額(ペイアウト金額)としています。(別紙13「所管金融商品取引状況(マッピング)」参照)

#### (2) 個別商品取引関係

外国為替証拠金取引関係(市場、店頭)における取引の概況

##### ① 取引高(平成25年4月～6月末迄)

取引所	受託取引枚数	20,994,000枚
店頭		1,426,102,323百万円

(2) 預託金残高（平成25年6月末）

取引所	198,070百万円
店頭	1,034,657百万円

(3) 口座数（平成25年6月末）

設定口座	取引所	670,303
	店頭	4,714,531
実績口座	取引所	43,741
	店頭	770,579

(3) G20関係への対応

(ア) Financial Infrastructureへの対応

平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットで決められた4項目の店頭デリバティブ取引の規制への対応状況は以下のとおりです。

- ① 取引情報報告については、平成24年11月から実施され、協会所管の自主規制商品も対象となりました。
- ② 清算集中については、円建て金利スワップ、CDSの一部指指数銘柄が対象となり、本協会所管の商品は対象外となりました。
- ③ 電子取引基盤の利用については、平成24年9月に金融商品取引法が改正され、3年内に施行が予定されています。
- ④ 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制は、平成25年9月2日に公表されたIOSCOの最終報告によれば、平成27年12月からの実施が予定されています。

(4) マッピング

協会では、店頭デリバティブ取引に係る新規制の対応を整理するとともに、店頭デリバティブ取引の先物化が進む中で、取引所取引のみならず、SEF、MTF等で新たに取扱われる金融商品取引や、広く店頭で取引されているデリバティブ取引の整理を進め、金融商品取引法、本協会の自主規制ルールの適用関係等を含めた網羅的なマッピングを進めています。

（別紙13「所管金融商品取引状況（マッピング）」  
参照）

## 2. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられ、現在、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

実地監査は平成4年度から実施していますが、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び東京証券取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月15日までは大阪証券取引所）との間で合同検査を行っています。

モニタリングについては、平成21年度以降、自主規制事業の各分野で、種々の規制見直しが実施されました。このような大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に關係する全ての会員を対象としたモニタリングを実施することとし、体制整備の成果を基に、平成22年7月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）を整備しました。

(2) 実地監査

平成25年度上期の実地監査実施件数は13社でした。（対年間計画比47%）

取引所参加者に対する実地監査に当たっては、取引所との合同監査を原則としており、平成25年度上期における合同検査実施件数は4社でした。

平成25年度上期の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、自己資本規制比率の算出に誤りがみられた事例や、取引開始基準が不明確であった事例、顧客管理態勢が不十分であった事例、また法定帳簿や説明書類縦覧関係での不備等が認められましたので、必要な指導を行いました。

### (3) モニタリング

#### (ア) モニタリングの概要

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせて実施しています。

#### (イ) モニタリング項目

平成25年度においては、前年度から継続して行っているものも含め以下の13項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（HPや雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 價格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徵求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）
- ⑫ 特別監査、特別調査及び概況調査（(ウ)特別監査、(エ)特別調査参照）
- ⑬ 書類監査（(オ)書類監査参照）

#### (ウ) 特別監査

価格モニタリングとして、店頭FX取引取扱い

会員のうちスプレッド広告を行っている会員38社に対してそれぞれ顧客へ配信している提示価格データを徵求し、そのスプレッドが、当該会員が行っているスプレッド広告と合致しているかを検証しました。当該検証結果に基づき、平成25年度上期においては監査の必要があると認められた会員1社（2. (2)「実地監査」12社の内数）に対して特別監査を実施しました。

#### (エ) 特別調査

前年度に引き続き投資者の信頼確保の観点から、未接触会員及び財務指標が一定の水準を割り込んだ会員について、特別調査を実施しました。

- ① 未接触会員（FX取扱い会員のうち、実地監査等が行われていない会員）に対して、顧客資産管理態勢、市場リスク管理態勢、営業管理体制など、調査項目を絞った実地での調査を行い、その業務の適切性等を効率的にチェックすることを目的にしており、平成25年度上期においては2社について実施し、当該特別調査は完了し未接触会員はなくなりました。
- ② 店頭FX取引取扱会員のうち、平成24年12月に、区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた事例が発生したことから、平成24年度中から自己資本規制比率、純資産額が一定の数値を割っている会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています（下記(4)(イ)「会員デフォルト時の業務マニュアルの策定」参照）。平成25年度上期においては、2社について実施しました。
- ③ 本協会においては、平成24年11月24日に「金融商品仲介業者に関する規則」の制定及び関係諸規則の整備をし、平成25年1月1日付で施行しました。「金融商品仲介業者に関する規則」は、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項

等を定め、会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的としています。今後仲介業務を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため実地での特別調査を行うこととしています。平成25年度上期においては2社について実施しました。

(オ) 書類監査

- ① 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則が平成25年8月1日に施行されたことから、今年度下期に当該取引の取扱い会員に対して、全体的な当該業務の把握及び形式要件のチェックを兼ねた書類監査を実施する予定です。
- ② また、顧客にとって不公平となる非対称なスリッページを行うことがないよう定めた業務取扱規則の一部改正が同年8月9日に施行されたことから、あわせて今年度下期に当該改正にそった書類監査を実施する予定です。

(カ) 概況調査

平成25年度上期は、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員2社に対し、初期段階における自己資本規制比率等財務状況及び内部管理態勢等の適正性を確認する為の概況調査を実施しました。

(4) その他

(ア) FINMACとの連携

- ① 紛争解決等業務の委託等に関する協定（平成21年12月1日締結）に基づきFINMACに委託している苦情処理等については、苦情あっせん処理と自主規制業務との連携の観点から、FINMAC発足時に、苦情あっせん処理業務状況等の連携についての取り決めを行っており、FINMACにて受付された、あっせん・苦情・相談の状況について月次で資料を微探し、現状把握を行っています。

- ② FINMACから要請を受け、協会職員を講

師として派遣し、最近の自主規制の動向について相談員を対象とした研修を行いました。

(イ) 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

上記 ((3)(エ)②「特別調査」参照) のように、店頭FX取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は会員が破たんした時若しくはその恐れがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しました。

### 3. 自主規制ルールの制定状況

(1) 自主規制ルールの制定状況

(ア) 協会規則の一部改正等

理事会決議により、以下の協会自主規制規則の制定・改正が行われています。

(1) 店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページ関連の体制整備

平成25年8月9日に開催された理事会の決議により、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正が行われ、会員が、店頭外国為替証拠金取引において問題となる非対称なスリッページの取扱いを行うないように、顧客の注文執行に係る態勢を整備し、かつ、注文執行の仕組みや、それにより発生するスリッページの取扱いなどについて顧客が十分に理解した上で取引を行うために必要な事項を取引説明書に記載すること等を内容とする条項を追加しました。また、併せて、問題となる非対称スリッページへの該当性について注文種類ごとに例示した整理表を作成し、「【金先協平25第189号E】金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」(平成25年8月9日付発出)として発出しています。なお、店頭外国為替証拠金取

引におけるスリッページに係る公規制としては、上述の自主規制制定と同日の平成25年8月9日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が行われています。

(平成25年8月9日第6回理事会決定、平成25年8月9日施行)

② 個人向け店頭バイナリーオプションについての包括的制度整備

個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループの最終報告を受けて、個人向け店頭バイナリーオプション取引は、平成25年7月18日に「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」が制定され、関連する「金融先物取引業務取扱規則」、「外務員の登録に関する規則」に関する細則」の一部が改正されました。また、同時に内閣府令、監督指針も改正され、平成25年8月1日付で公規制、自主規制が同時に施行されました。(完全施行は平成25年12月1日)

(平成25年7月18日第5回理事会決定、平成25年8月1日施行)

(イ) 自主規制規則の制定・改正・資料の整備

自主規制ルール制定・改正に際して、制定改正の経緯、条文など解釈、会員の社内規定例等、制定・改正・資料作成に当たって統一した項目により会員へ開示するよう努めています。

この資料は、全てKinsaki-netにおいて、What's New及びお知らせトピックスのページに公表されています。

(ウ) 自主規制ルールの定期的見直し

自主規制ルールについては、環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考え方から、平成24年度より定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、実施年度又は次年度における自主規制規則等

の整備活動へ反映していくこととしました。平成25年度においても、下期に実施する予定です。

(2) 各専門部会の開催状況

(ア) FX幹事会

外国為替証拠金取引(FX)部会では、幹事会を中心に平成21年度からの各種の規制見直しに対して、新制度への円滑な移行と定着を図り、規制見直しが一巡した後も、投資者にとってより良い取引環境を目指して、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備をすすめています。

(別紙15 「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照)

平成25年度においては、前年度から審議している店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページに係る自主規制規則案について4月及び5月に定例開催のほかに臨時の開催を行って集中的に審議し、同規則案をとりまとめています。

(平成25年8月9日第6回理事会決定)

(イ) バイナリーオプション作業部会の設置

① 昨年度に続き、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る自主規制の制定を図るため検討を重ね、平成25年4月24日「通貨(通貨指標)を原資産とする個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る自主規制の在り方(最終報告)」をまとめた後、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則(素案)」及び「同ガイドライン(素案)」を確認し、5月16日第12回ワーキングをもって終了しました。

② バイナリーオプションワーキンググループ終了後、バイナリーオプション取扱実務を整備するため、既存取扱会員ら7社との会合が行われ、知識確認テスト実施の準備及び個人向けバイナリーオプション取引用の確認書のひな型作成を行いました。

③ 引き続き当該取引の実務対応の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承

認のもと、個人向け店頭バイナリオプション取引作業部会が、平成25年8月1日の個人向けバイナリオプション規制の施行に合わせて発足し、10月7日に第1回部会が開催されました。

(ウ) 協会活動に関する報道状況（店頭FX取引スリッページ、個人向け店頭バイナリオプションについての試験制度等）

上述の店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページ、個人向け店頭バイナリオプションに関する自主規制ルールの制定については、マスコミの関心も高く、新聞等でも記事として取り上げられました。

#### 4. 会員及び外務員処分関係

##### (1) 規律委員会

###### (ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の執行適正化のため、規律委員会の設置の検討を進め、平成24年2月自主規制委員会及び3月業務委員会で了承され、平成24年3月理事会決議を受け、平成24年6月12日同委員会が設置されました。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。

また、会員からの意見聴取のため、専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名を専門委員に委嘱としました。（専門委員については、議決権がありません。）

###### (イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係規則の新設等の検討を所掌しています。

###### (ウ) 規律委員会の開催状況

平成25年9月末までの規律委員会の開催状況は次のとおりです。（平成24年度4回開催）

第5回：平成25年5月29日（処分関係制度整備日程の審議）

##### (2) 処分状況

平成25年9月末までには、本協会の定款又は規則に基づく、法令等の違反行為を行った会員及び外務員に対する処分は行っていません。

##### (3) 規律委員会における処分関係制度整備（検討予定）

平成25年5月29日開催の規律委員会において、会員及び外務員の処分関係の制度整備について審議が行われ、それぞれ、次のような検討項目及び日程により進めることとされました。

（注）会員処分については、定款第19条の規定に基づき実施しています。また、外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、金融商品取引法第64条の5に基づく本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第6条及び第11条の規定に基づき実施しています。

###### (ア) 会員処分関係の検討項目

- ① 会員に対する処分等に係る手続きに関する規則の新設
- ② 会員処分についての不服の申立て制度の新設
- ③ 会員処分量定基準の正式施行等

###### (イ) 外務員処分関係の検討項目

- ① 外務員及び役職員（登録取消処分を受けた会員を含む。）に対する処分規則の改正
- ② 不都合行為者に対する処分規則の新設
- ③ 外務員処分量定基準の施行等

###### (ウ) 日程等

上記の検討項目について、必要となる定款の関係項目の改正もあわせ、会員処分関係については平成26年6月を目指とし、外務員処分関係については平成27年6月を目指として作業を進めることとしています。

#### 5. 調査統計事業

##### (1) 統計事業

###### (ア) 定期調査

過年度より引き続き、以下の定期調査を実施し、

その結果について会員各位に公表するほか、その一部については、一般投資者に公表しています。

- ① 決算状況、中間決算（年2回）
- ② 四半期報告（年4回）
- ③ モニタリング調査表（毎月：外国為替証拠金取引取扱会員に限る。）
- ④ 月次出来高（毎月：店頭外国為替証拠金取引又は個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員に限る。）
- ⑤ 外国為替証拠金取引顧客損益状況（年1回（3月）：外国為替証拠金取引取扱会員に限る。）

(イ) スポット調査

3年ごとに実施されるBISの「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」調査が、本年4月の1営業日における外国為替取引を対象として行われました。調査結果は、平成25年9月5日に速報として公表され、本協会調査部では東京外国為替市場委員会との共同調査を踏まえて分析を進めています。（別紙14「BISサーベイ実施年度の外国為替市場におけるスポット取引の市場規模比較と、外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況」（抜粋））

(ウ) 外部機関との連携

- ① 金融・資本市場統計整備連絡会議

本協会は金融・資本市場統計整備連絡会議に参加し、統計の標準化作業に取組んでいます。

この一環として、昨年度よりKinsaki-netを介したデータ集計態勢整備に努め、当期は会員からのデータアップロードと集計作業の整備を進め、統計情報のセキュリティと作業の効率向上に努めています。なお、各種統計資料は、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトとリンクを設け、公衆閲覧の充実を図っています。

- ② トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報に基づき、店頭外国為替証拠金取引額が配信さ

れています。

(3) 東京外国為替市場委員会

- (i) 本協会は、東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会に所属しています。
- (ii) 平成23年度より年1回、店頭外国為替証拠金取引に関する共同調査を実施しています。当年度分につきましては、平成25年4月を調査対象期間として実施し、その結果をとりまとめ、平成25年8月30日に本協会会員に向けて発表しました。その後、9月30日に東京外国為替市場委員会の「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の集計結果もあわせ、同委員会と同時に報告書（店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況（和文及び英文））を一般公表しました。（公表内容は、本協会一般向けホームページ平成25年9月30日の「What's new」に掲載。）

(2) 統計事業の整備状況

前事業年度に続き、Kinsaki-netを通じた会員報告データ集計の効率化及びデータ保存の高度化など、統計資料を正確かつ安定的、迅速に提供する態勢整備に取組んでいます。

(ア) 主な検討項目

- ① 会員が新たに取扱いを始める商品についての統計報告手順の明確化
- ② 取引所上場商品の定期的な見直しによる報告対象商品の修正
- ③ 定期的な統計データ報告の標準化（修正報告を含む。）
- ④ 公表統計の再利用を促進する公表方式への変更
- ⑤ 統計内容の解説等の充実
- ⑥ 公表統計資料の英文化等

(3) 学術連携事業（調査研究）

前年度に実施した強制ロスカット制度に関する研究に用いたサンプルデータ数を約十倍規模に拡大

し、かつ行動経済学的アプローチを取り入れて、わが国のロスカット制度と個人の投資行動パフォーマンスとの関係を引き続き岩壺健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授と共同で分析を行っています。

#### (4) その他の調査

各国（主に欧米、シンガポールの制度改革を調査する予定。）における店頭デリバティブ規制の状況を継続的に調査します。また、主に個人投資者向けに提供される新商品や取引手法の実情把握と分析についての調査を進めるほか、原資産の多様化に関して、例えば通貨と類似するような機能をもつBitcoinのようないわゆる類似通貨の問題等についても関心をもって情報収集をしています。

### 6. 苦情相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)へ業務委託を開始し、その後、平成23年4月1日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業についてのあっせんについては、同センターの独自業務となりました。

他方、苦情相談、第2種金融商品取引業務及び登録金融機関業務についてのあっせんは、引き続き本協会からの業務委託を行っています。

平成25年度8月末における苦情相談、あっせんの状況は別紙16「あっせん・苦情・相談処理状況」のとおりです。

### 7. 教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、協会事務局の活動を身近にお伝えし、関係各方面と意見交換等を行う等のため、会員セミナーの開催を行っています。平成25年度における開催予定は以下のとおりです。

#### (1) 平成25年10月28日

業務委員会委員及び自主規制委員会委員と当局

との意見交換会開催（金融庁総務企画局及び監督局並びに証券取引等監視委員会事務局）

- (2) 平成25年11月25日 大阪セミナー  
「協会実地監査における指摘事項について」他
- (3) 平成26年2月下旬 会員セミナー  
「協会実地監査における指摘事項について」他  
また、これまでのセミナー・説明会の実績については別紙17「協会開催セミナー・説明会等」のとおりです。

### 六 他の金融商品取引業協会等との協調等

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めるほか、平成25年度における状況は別紙18「他の金融商品取引業協会等との協調等」のとおりです。

### 七 定款変更

平成25年度における本協会の定款変更は次のとおりです。

- (1) 個人向け店頭バイナリオプションについて、利用する通貨レートが金融商品取引法上の金融指標に該当し、「数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利」に係る取引であることから、金融商品取引法第2条第22項第4号に規定する店頭デリバティブ取引である旨の金融庁よりの見解が示されたため、当該取引についてのこれまでの経緯等を踏まえ、従来の業務範囲の変更を行うことなく、当該取引に関する自主規制の作業日程を踏まえた緊急的な要請への対応として、定款の「店頭金融先物取引」の定義の一部変更（第2条の2第3号）を行いました。（平成25年3月26日付臨時総会、平成25年4月1日施行）
- (2) 前述の(1)のとおり、個人向け店頭バイナリオプション取引の根拠規定については、法第2条第22項第4号に該当するとの見解が示されていまし

たが、その後、同条第3号に該当するものもあるとの金融庁見解が再度示され、個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する府令等の改正手続きを踏まえつつ、また、自主規制団体相互互換の業務範囲の規定の仕方について、重複がなく、かつ、隙間のないものとすることとの要請に対応するため、再度の変更（第2条の2第3号）を行いました。

なお、今回の変更に係る金融商品取引としては、現時点で、従来から業務範囲とされてきたバイナリーオプション取引以外のものはないとの認識が金融庁から示されており、今回の変更は、本協会の業務範囲に直ちに変更が生ずるものではありません。（平成25年6月12日付第24回通常総会、平成25年7月1日施行）

## 別紙1 金融先物取引業協会の系譜

### 1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

民法第34条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

### 2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3に規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

### 3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

### 4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

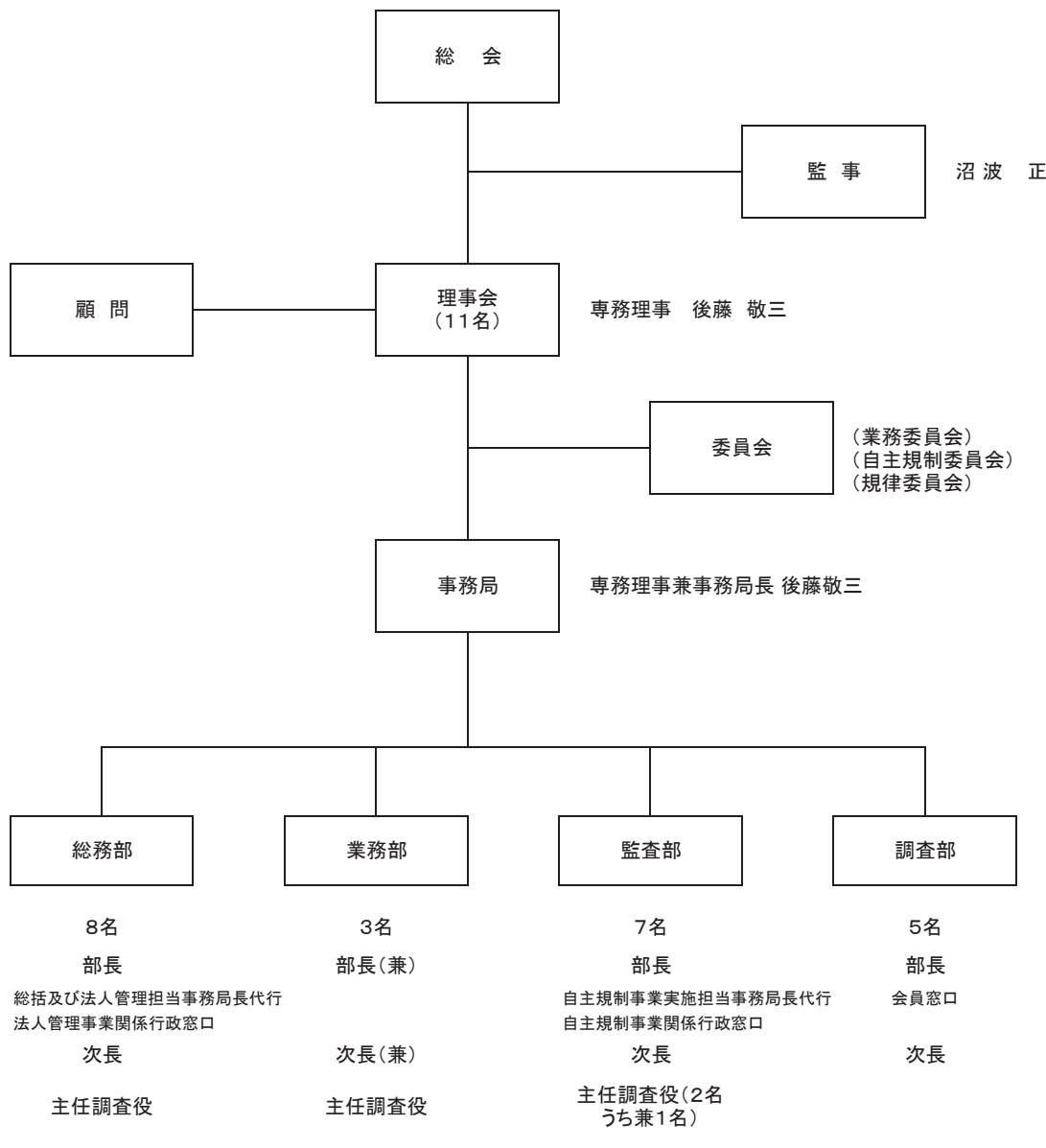
なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

## 別紙2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

一般社団法人 金融先物取引業協会組織図

平成25年10月1日



【常勤役員 1名、職員21名、パート職員2名】

### 別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

#### 1. 総会

平成25年度における定款第23条に規定する通常総会及び臨時総会がそれぞれ開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

##### (1) 通常総会

平成25年6月12日、第24回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員135社（うち、書面による議決権行使会員125社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成24年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 役員の選任の件

第4号議案 第24回通常総会議事録署名人2名選任の件

##### (2) 臨時総会

平成25年9月12日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員142社（うち、書面による議決権行使書会員140社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 理事1名選任の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

#### 2. 理事会

平成25年度における定款第34条に規定する理事会は8回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

##### 第1回理事会（平成25年4月25日・書面）

○会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件

○特別参加者の入会の件

##### 第2回理事会（平成25年5月21日・KKRホテル東京）

○第24回通常総会招集決定の件

○平成24年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成25年6月12日開催第24回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

○定款の一部変更の件

（平成25年6月12日開催第24回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成25年6月12日開催第24回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

○第24回通常総会議事録署名人2名選任の件

(平成25年6月12日開催第24回通常総会付議案件 総会第4号議案関連)

○第24回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成24年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成24年度資産管理運用状況報告の件

第3回理事会（平成25年5月29日・書面）

○会員の入会の件

○特別参加者の入会の件

第4回理事会（平成25年6月12日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

○業務委員会、自主規制委員会、規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第5回理事会（平成25年7月18日・書面）

○「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案」の制定等の件

第6回理事会（平成25年8月9日・書面）

○臨時総会招集決定の件

○理事候補者1名決定の件（平成25年9月12日開催臨時総会付議案件）

○臨時総会議事録署名人2名選任の件（平成25年9月12日開催臨時総会付議案件）

○臨時総会の議決権行使に関する事項の件

○「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

○会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件

第7回理事会（平成25年8月30日・書面）

○会員の入会の件

第8回理事会（平成25年9月27日・書面）

○会員の入会の件

○会員の金融商品取引業の分割譲渡に伴う預託金の返還の件

### 3. 委員会・部会

平成25年度において委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

#### （1）業務委員会

開催なし

#### （2）業務部会

第1回業務部会（平成25年5月13日・協会）

○活動状況

- 平成25年5月21日理事会案件
- 平成25年6月12日第24回通常総会案件
  - 第1号議案 第24回通常総会招集決定の件
  - 第2号議案 平成24年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画報告の件
  - 第3号議案 定款の一部変更の件
  - 第4号議案 役員候補者決定の件（総会「役員の選任の件」）
  - 第5号議案 第24回通常総会議事録署名人2名選任の件
  - 第6号議案 第24回通常総会の議決権行使に関する事項の件
- 平成25年5月21日理事会報告事項
  - ・平成24年度代表理事の職務執行状況の報告の件
  - ・平成24年度資産運用状況の報告の件
- 学術連携事業報告
  - ・スリッページに関する法的問題点の整理（分析編）  
(外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係を踏まえて)
  - ・ロスカット制度及び最低証拠金制度の有効性について
- 第2回業務部会（平成25年7月9日・協会）
  - 活動状況
  - 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について
  - 理事候補者1名決定の件（8月上旬理事会議案）
  - 金融先物取引業務取扱規則の一部改正の件（7月18日理事会議案）（連絡）
  - 「外務員登録等に関する規則」に関する細則の一部改正の件  
(7月18日理事会議案)（連絡）
  - 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定の件  
(7月18日理事会議案)（連絡）
  - 金融先物取引業務取扱規則の一部改正の件（8月上旬理事会議案）（連絡）
  - 平成25年度共同調査の中間報告
    - 「店頭FX証拠金取引から発生するカバー取引について」
  - 入退会・今年度会議日程 等
- (3) 自主規制委員会
  - 第1回自主規制委員会（平成25年6月11日・書面）
    - 金融先物取引業務取扱規則一部改正案の承認の件
    - 「外務員の登録等に関する規則」に関する細則一部改正案の承認の件
    - 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案（新設）の承認の件
  - 第2回自主規制委員会（平成25年7月16日・書面）
    - 金融先物取引業務取扱規則の一部改正について
    - 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について

(4) 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成25年5月29日・書面）

- 金融先物取引業務取扱規則一部改正案の承認の件
- 「外務員の登録等に関する規則」に関する細則一部改正案の承認の件
- 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案（新設）の承認の件

第2回自主規制部会（平成25年6月21日・書面）

- 金融先物取引業務取扱規則の一部改正について
- 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について

(5) 規律委員会

第1回規律委員会（平成25年5月29日・招集）

- 今後の規律委員会検討事項について

**別紙4 平成25年度会議日程（案）**

**平成25年度会議日程（案）**

時 期	所 管	内 容	会 場
1 平成25年4月10日	第10回 BOWG	・規則案検討	協会会議室
2 平成25年4月11日	第40回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制ルール	協会会議室
3 平成25年4月24日	第11回 BOWG	・規則及びガイドライン検討	協会会議室
4 平成25年4月25日	第1回 理事会 (書面)	・入退会	
5 平成25年4月26日	第41回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	協会会議室
6 平成25年5月13日	第1回 業務部会	・平成24年度事業報告・決算 ・平成25年度役員選任 他	協会会議室
7 平成25年5月14日	第42回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	協会会議室
8 平成25年5月16日	第12回 BOWG	・規則及びガイドライン素案の決定	協会会議室
9 平成25年5月21日	第2回 理事会	・第24回通常総会付議案件	KKRホテル 「梅の間」
10 平成25年5月29日	第1回 規律委員会	・今後の規律委員会の検討事項について	
11 平成25年5月29日	第1回 自主規制部会 (書面)	・バイナリーオプション規則等	
12 平成25年5月29日	第3回 理事会 (書面)	・入会	
13 平成25年6月4日	事務打合せ会 (新理事会社)	・第24回通常総会の説明	協会会議室
14 平成25年6月11日	第1回 自主規制委員会 (書面)	・個人向けバイナリーオプション規則の制定 ・協会規則の一部改正 (BO)	
15 平成25年6月12日	第24回 通常総会	・平成24年度事業報告、決算 ・平成25年度役員選任 他	KKRホテル 「丹頂の間」
16 平成25年6月12日	第4回 理事会 (書面)	・代表理事の選定 ・委員会委員の委嘱	
17 平成25年6月21日	第2回 自主規制部会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ)	
18 平成25年7月9日	第2回 業務部会	・個人向けバイナリーオプション作業部会設置 ・協会規則の一部改正 (BO) ・臨時総会付議案件の説明	協会会議室
19 平成25年7月10日	バイナリOP実務ミーティング		協会会議室
20 平成25年7月16日	第2回 自主規制委員会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ)	
21 平成25年7月18日	第5回 理事会 (書面)	・個人向けバイナリーオプション規則の制定 ・協会規則の一部改正 (BO)	
22 平成25年8月9日	第6回 理事会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ) ・臨時総会付議案件 (役員選任等) ・入退会	

**平成25年度会議日程（案）**

	時 期	所 管	内 容	会 場
23	平成25年8月30日	第7回 理事会 (書面)	・入会	
24	平成25年9月12日	臨時総会	・役員選任 ・臨時総会議事録署名人 等	協会会議室
25	平成25年9月27日	第8回 理事会 (書面)	・入退会	
26	平成25年10月7日	バイナリーOP作業部会		協会会議室
27	平成25年10月11日	第43回 FX部会幹事会	・H25年度幹事会の運営等 ・H25年度幹事会のテーマ	協会会議室
28	平成25年10月28日	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館（予定）
29	平成25年10月下旬	第9回 理事会 (書面)	・退会	
30	平成25年11月1日	第3回 業務部会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成25年度資産運用状況報告 等	協会会議室
31	平成25年11月15日	第10回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成25年度資産運用状況報告	KKRホテル 「桜の間」
32	平成25年11月25日	大阪セミナー		KKRホテル大阪
33	平成25年12月上旬	第44回 FX部会幹事会		協会会議室
34	平成25年12月20日前後 (H24. 12. 20開催)	第4回 業務部会	・平成26年度事業計画・予算	協会会議室
35	平成26年2月下旬	第45回 FX部会幹事会		協会会議室
36	平成26年2月最終週 (H25. 2. 26開催)	第5回 業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (平成26年度事業計画・予算)	協会会議室
37	平成26年3月上旬 (H25. 3. 4開催)	業務委員会	・平成26年度事業計画・予算	KKRホテル 「未定」
38	平成26年3月中旬 (H25. 3. 12開催)	第11回 理事会 (書面)	・臨時総会付議案件 (平成26年度事業計画・予算)	
39	平成26年3月下旬 (H25. 3. 26開催)	臨時総会	・平成26年度事業計画・予算	協会会議室
40	平成26年3月下旬 (H25. 3. 25開催)	第12回 理事会 (書面)	・入退会 等	
41	平成26年4月	第46回 FX部会幹事会		協会会議室
42	平成26年5月中旬 (H25. 5. 13開催)	第1回 業務部会	・理事会決議事項（総会付議案件）の説明 平成25年度事業報告・決算 平成26年度役員選任 等 ・総会開催内容説明	協会会議室
43	平成26年5月中～下旬 (H25. 5. 21開催)	第1回 理事会	・総会付議案件	未定
44	平成26年6月中旬 (H25. 6. 12開催)	通常総会	・平成25年度事業報告・決算 ・平成26年度役員選任 等	KKRホテル 「未定」
	平成26年6月中旬 (H25. 6. 12開催)	第2回 理事会 (新理事)	・会長・副会長・専務理事互選 等	KKRホテル 「未定」

注) 上記の他、書面理事会に関しては入会、退会及び会員等の処分のある際には適宜開催される。

## 別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0401	通知文書	事務局	平成25年2月22日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	75E
0402	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂について	77E
0409	通知文書	監査部	スリッページに係る注意喚起について	87E
0410	第10回バイナリーOPWG	事務局	規則案検討	—
0411	第39回FX部会幹事会	事務局	スリッページ関連自主規制規則 他	—
〃	通知文書	業務部	外務員の登録申請等手続きについて	88E
0424	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成24年度第4四半期分)の周知について	93E
〃	第11回バイナリーOPWG	事務局	規則及びガイドラインの検討	—
〃	一般公表	事務局	バイナリーオプションWG 最終報告	—
0425	理事会(書面)	事務局	入退会	—
0426	第40回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	—
0430	通知文書	事務局	スリッページに係る自主規制ルール検討についてのご意見等の募集等について	96E
0502	通知文書	業務部	山形県の融雪等に伴う地すべりにかかる災害に対する金融上の措置について	102E
0508	通知文書	総務部	CME セミナーへのご招待について	104E
0509	通知文書	調査部	決算状況表(平成25年3月期)の提出について	105E
0513	業務部会	事務局	H24 事業報告・決算、H25 役員選任	—
0514	第41回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	—
0515	通知文書	業務部	金融先物取引業務研修テキストの電子化について	106E
0516	第12回バイナリーOPWG	事務局	規則素案及びガイドライン素案の決定	—
0520	通知文書	業務部	「今夏の節電の取組みについて」の周知について	108E
0521	理事会	事務局	第24回通常総会付議案件	—
0529	規律委員会	事務局	今後の規律委員会の検討事項について	—
〃	自主規制部会(書面)	事務局	バイナリー規則等	—
〃	メンバーズ・コメント	事務局	バイナリー規則等(～0603)	—
〃	理事会(書面)	事務局	入会	—
0531	第42回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	—
〃	通知文書	業務部	「夏季の省エネルギー対策について」の周知・広報について	117E
〃	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂について	118E
0604	事務打合せ会	事務局	総会次第説明、バイナリーオプションその他の規則等説明	—
0605	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	122E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0606	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂の修正について	125E
0611	自主規制委員会(書面)	事務局	バイナリーオプションその他の規則	-
0612	第24回通常総会	事務局	平成24年度事業報告、定款一部変更、役員選任 他	-
"	理事会(理事会)	事務局	代表理事の選定、委員委嘱	-
"	通知文書	事務局	第24回通常総会及び平成25年度役員について	131E
0613	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	145E
"	通知文書	業務部	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画について」の周知について	147E
0618	監視委 業務報告会	事務局	協会監査活動等に関する年次報告	-
0619	総務省 政策評価ヒアリング	事務局		-
0621	自主規制部会(書面)	事務局	スリッページ規則	-
"	通知文書	事務局	米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について	152E
0624	メンバーズ・コメント	事務局	スリッページ規則(~0628)	-
0628	会報 No.97	事務局	第24回通常総会を開催 / 「決算状況表」にみる会員の事業態様 / 英国的新金融業規制の枠組み 他	-
0705	通知文書	業務部	住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等について	161E
0709	業務部会	事務局	バイナリーオプション作業部会設置、理事選任、規則制定等説明他	-
0710	バイナリーOP実務ミーティング	事務局	テスト問題、HPコンテンツ最終確認	-
0716	自主規制委員会(書面)	事務局	スリッページ規則	-
0718	理事会(書面)	事務局	バイナリーオプションその他の規則	-
"	通知文書	業務部 監査部 調査部	取扱商品の変更連絡について(業務連絡)	164E
"	通知文書	事務局	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則の制定並びに協会諸規則等の一部改正について	165E
"	通知文書	事務局	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン及び関連資料の制定について	166E
"	通知文書	業務部	外務員資格試験を登録要件としている外務員の取扱いについて	167E
"	通知文書	業務部	FINMAC 平成24年度事業報告書について	168E
0723	通知文書	業務部	7月22日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	172E
0729	通知文書	業務部	7月28日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	176E
0802	通知文書	業務部	平成25年6月21日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	183E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0805	通知文書	業務部	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について(金融庁)	184E
0809	理事会(書面)	事務局	臨時総会招集決定、スリッページ規則 他	-
"	通知文書	事務局	金融先物取引業務取扱規則の一部改正について(店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文執行の態勢整備及び事前説明関係)	188E
"	通知文書	事務局	金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について	189E
0812	通知文書	業務部	8月9日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	191E
0820	外為市場委員会 調査小委員会	調査部	東京外為市場委・協会による共同調査報告	-
0827	通知文書	総務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(取引所為替証拠金取引説明書(東京金融取引所)邦文)	196E
0830	理事会(書面)	事務局	入会	-
0903	通知文書	業務部	9月2日に発生した突風等にかかる災害に対する金融上の措置について	200E
"	通知文書	業務部	平成24年経済センサスー活動調査確報集計結果の公表について	201E
"	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成25年度第1四半期分)の周知について	202E
0904	通知文書	業務部	8月23日からの大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	206E
0905	FX意見交換会	事務局	FX部会幹事会社と金融庁との意見交換会	-
0912	臨時総会	事務局	役員選任、臨時総会議事録署名人	-
0917	通知文書	業務部	台風18号による大雨等にかかる災害に対する金融上の措置について	212E
"	通知文書	総務部	「店頭外国為替証拠金取引説明書(ひな形)」及び「金融先物取引業務取扱規則(英訳)」の一部改訂について	213E
"	通知文書	事務局	理事の選任について	214E
0924	外為市場委員会 本委員会	事務局	東京外為市場委・協会による共同調査報告	-
0927	理事会(書面)	事務局	入退会	-
0930	会報 No. 98	事務局	東京外国為替市場委員会・一般社団法人金融先物取引業協会による共同調査報告 一店頭外国為替証拠金取引に関するカバーアクション状況 / 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高(2013年上半期) 他	-

## 別紙6 平成25年度収支予算(事業活動収支の部)の執行状況

科目	平成25年度			(単位:百万円)	
	予算額 A	4月～9月 決算額 B	差異 (A-B)	進捗率	差異の要因
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
うち 定額会費収入	93	89	4	95%	
うち 比例会費収入	146	145	1	99%	
うち 特定資産利息収入	4	1	3	27%	
うち 受験料収入	19	6	13	34%	受験者数の減少 (平成25年度当初予算時における受験者数2,400人に対し、上期実績830人)
事業活動収入計	286	265	21	92%	
2 事業活動支出					
うち 事業費支出	337	158	179	43%	
うち 業務資料発行費支出	14	4	10	29%	法規集作成費500万円(下期記実施予定)
うち 広報・研修試験費支出	13	2	11	18%	内部管理責任者資格試験受験者数の減
うち 外務員登録関係費支出	12	5	7	41%	外務員資格更新研修試験受験者数の減
うち 職員給与支出	196	90	106	46%	職員欠員補充が行われなかつたことによる人件費の減
うち その他事務管理費支出	32	12	20	35%	システムオペレーション業務委託250万円の減 サーバ分離520万円(12月実施予定) システムセキュリティー対応(下期実施予定)
うち 管理費支出	42	17	25	36%	
うち 職員給与支出	10	2	8	24%	職員欠員補充が行われなかつたことによる人件費の減
うち その他事務管理費支出	17	7	10	35%	監査報酬300万円(12月、3月支払予定) サーバ分離70万円(12月実施予定)
事業活動支出計	379	161	218	43%	
事業活動収支差額	△93	104	△197		

## 別紙7 公益目的支出計画の概要と本協会における実施状況

### 1 概要

本協会は移行一般社団法人として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

### 2 本協会における計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

### 3 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

今後、平成24年度予算と同様の事業実施を行う場合には、当初計画とおり、法人格移行後の4年間の公益目的支出計画に変更はありません。

#### 本協会における公益目的支出計画

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)	平成27年度 (計画)
1. 公益目的財産額	1,004	731	403	75
2. 公益目的収支差額 (①-②)	272	327	327	327
(1) 公益目的支出の額 (①)	315	362	362	362
(2) 実施事業収入の額 (②)	42	35	35	35
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	403	75	0

## 別紙8—1 「平成35年度までの試算(現行ベース)」

### 平成35年度までの試算(現行ベース)

前提条件	1 支出	平成25年度予算ベースを据え置く(平成22年度以降新規事業、給与改善等を考慮しない、予備費は含まない。)																			
	2 会費収入等	定額会費、入会金については、平成25年度まで据え置き、比列会費は36.10千円とする。各収入すべて法人会計の収入とする。																			
3 その他収入	その他の収入については、平成25年度予算水準で据え置く。自主規制事業会計の収入とする。																				
4 運用益収入	23年度に保有債券を売却(10億円)し、平成24年度に5億円を残存。10年国債年(利幅引き後0.64%)で再投資平成24年度に、5億円を残す。2年国債(税引き後0.077%)で再投資																				

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
支 出													
実施事業支出	(1)	= (2) + (3)											
うち法人会計	(2)	406,217	437,125	43,823	43,827	398,712	398,797	399,104	399,052	399,113	399,113	399,113	399,113
うち自主規制事業会計	(3)		45,847			43,937	43,937	43,912	43,915	43,915	43,915	43,915	43,915
取 入													
会費以外の収入	(4)	= (5) + (6)											
うち運用収入	(5)	46,500	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	36,600
うちその他の収入	(6)		11,500	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
会費収入等	(7)	= (8) + (9) + (10)											
うち法人会計	(8)	245,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000	239,000
うち定期会員収入	(9)	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
うち比類会員収入	(10)		98,500	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400
自主規制事業収支差額	(11)	= (6) - (3)											
現在の内部留保の貯蓄	(A)	= (11)	325,370	321,102	322,067	322,067	322,067	322,067	322,067	322,067	322,067	322,067	322,067
過去の年度末残高(0.04,000千円※)	(B)		678,630	357,528	35,461	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 自主規制事業収支差額	(C)	= (11) - (A)		0	0	△ 287,164	△ 322,695	△ 322,937	△ 322,937	△ 322,937	△ 322,937	△ 322,937	△ 322,937
法人会員費収支差額	(D)		210,653	200,477	200,429	200,413	200,385	200,385	200,385	200,385	200,385	200,385	200,385
法人会計から自主規制事業収支差額(11)への充当	(E)		0	0	200,413	200,398	200,398	200,398	200,398	200,398	200,398	200,398	200,398
法人会計の貯蓄(要調整額)	(F)		210,653	200,477	200,429	△ 36,751	△ 122,604	△ 122,552	△ 122,613	△ 122,613	△ 122,613	△ 122,613	△ 122,613
プラスの場合(積立、マナスの場合)が取崩し													
内部留保 新法人の資金(年度末残高)	(14)		210,653	411,130	611,159	524,808	402,511	279,907	157,355	34,742	△ 87,871	△ 210,484	△ 333,097
													△ 455,710

※ 内部留保の年度末残高 (H23年度末残高) 1,004百万円の内訳

1 流動資産

2 特定資産(内部留保)

①過急積立資金

②自主規制事業実施積立資金

3 その他固定資産

4 流動負債

5 固定負債(除く預託金、退職給付引当金)

※ 1,004,015,256

人選営の安定性から問題を生ずるのではないか。

＜参考＞

前年度における法人全体の収支差額 (11) + (12) △ 114,717 △ 120,625 △ 121,638 △ 122,212 △ 122,604 △ 122,552 △ 122,613 △ 122,613 △ 122,613

「法人へ新法人を合併せた内部留保などの推移」 (15) = (B) + (14) 889,283 768,658 647,020 524,808 402,511 279,907 157,355 34,742 △ 87,871 △ 210,484 △ 333,097 △ 455,710

別紙8-2 「平成35年度までの試算(参考ベース)」

平成35年度までの試算(参考ベース)

前提条件	1 支出	平成26年度以降、毎年実施事業支出を前年比250万円削減(-平成26年度において新規事業、給与改善等を考慮しない)、予備費は含まない。)
	2 会費収入等	比例会費の急激な増加を防ぐため、平成25.27年度において1,000万円増額、同29.31.33年度において2,000万円増額、35年度1,500万円増額。法人会計の収入とする。
	3 その他収入	その他の収入については、平成25年度予算水準で置く。実施事業会計の収入とする。
	4 運用益収入	23年度に保有債券を売却(10億円)、平成14年度に、5億円を残存10年国債(年利利回り0.007175%)で再投資 平成25年度に、5億円を残存10年国債(年利利回り0.007175%)で再投資 これら濫用後も、同様の利率で再投資してあること定

卷之二

## 別紙9 これまでにおける経費削減の主なもの

### 1. 従前(平成24年度以前)における経費削減

- (1) 役員報酬の見直し(平成20年度～)、役員報酬の削減(平成24年度～)
- (2) 会員通知等の電子化(平成20年度～)
- (3) コピー機保守契約の見直し(平成21年度～)
- (4) 刊行物の電子化
  - (ア) 会報のWeb掲載(平成22年度～)
  - (イ) 業務マニュアルのWeb掲載(平成23年度～)
  - (ウ) テキスト作成費の削減(平成24年度～)
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減(平成20年度～)
- (6) その他の経費削減
  - (ア) E-mailによる報告(平成19年度～)
  - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更(平成21年度～)
  - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
  - (エ) システム保守の見直しによる削減

### 2. 平成25年度における経費削減

- (1) 刊行物の作成費用の削減(法規集、マニュアル、会報)
- (2) 学術連携関係経費削減
- (3) 規律委員会経費の削減
- (4) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減

## 別紙10 平成25年度資産管理運用状況報告

### 平成25年度資産管理運用状況報告

<参考>資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも

年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

#### 1 預託金に係る超長期国債の再運用

平成24年度において、平成24年4月1日現在の預り預託金充当資産13億59百万円から会員の退会に伴う預託金の返還を考慮し運用可能額を10億円と決定した。このうち、5億円については、平成24年7月17日に超長期国債(第62回)に運用を決定したので、平成25年度においては、平成25年3月21日に償還となつた国庫短期証券(第266回)

(特定期限の運用方針)  
第3条 特定期限の運用方針  
特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

中心に運用する。

<参考>資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定期限の運用方針  
特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

#### 2 資産運用の経緯

##### (1) 運用対象額等の決定

① 決定期期  
② 運用対象額  
(特定期限の運用方針)

第3条 特定期限の運用方針  
特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

##### (2) 資産運用状況

平成25年9月30日現在の資産運用状況は下記のとおりである。  
平成25年9月未満

対象資産	運用対象	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	国庫短期証券 第351回	国庫短期証券 第318回	国庫短期国債 第62回	超長期国債 第329回	利付国債 第329回	合計
預け先	三井住友銀行 神田支店	大和証券 本店法人課	三井住友銀行 神田支店	大和証券 本店法人課	三井住友銀行 神田支店	平成24年6月21日	平成24年6月25日	SMB日銀証券 第一公益法人部	SMB日銀証券 第一公益法人部	SMB日銀証券 第一公益法人部		
買付日						平成24年6月21日	平成24年6月25日	平成25年6月24日	平成25年6月25日	平成25年6月25日	平成25年6月25日	
償還日							平成25年6月17日	平成25年6月17日	平成25年6月20日	平成25年6月20日	平成25年6月20日	
利回り(税引前)			0.0940%		0.0930%	0.0925%						
利払日	8.2月/20頃	毎月末				12月25日						
額面												
等価(100円単価)							50,000,000	500,000,000	400,000,000	500,000,000	100,000,000	
9月末残高	101,707	22,053,439	985,539,749	264,232,776	50,000,000	0	99,3874	99,9717	99,1430	99,356,000	99,356,000	2,317,227,639
① 預り預託金充当資産	0	16,328,059	88,960,582	172,161,391	50,000,000	0	399,886,800	496,007,168	399,886,800	496,007,168	399,886,800	993,560,000
② 還済金積立資金	0	0	47,543,311	0	0	0	0	0	0	0	0	47,543,311
③ 自主規制事業実績積立資金	0	0	789,240,703	0	0	0	0	0	0	0	0	789,240,703
④ 役員賞与引当資産	0	0	7,541,000	0	0	0	0	0	0	0	0	7,541,000
⑤ 退職給付引当資産	0	0	45,977,000	0	0	0	0	0	0	0	0	45,977,000
⑥ その他活動資産	101,707	5,425,380	6,327,153	92,071,385	0	0	0	0	0	0	0	103,925,525
合計(①～⑥)	101,707	22,053,439	985,539,749	264,232,776	50,000,000	0	399,886,800	496,007,168	399,886,800	496,007,168	399,886,800	2,317,227,639

#### 3 平成25年度上半期利息収入内訳

※ 収支計算書上のI. 事業活動収支の部、1. 事業活動収入、② 特定期限利息収入に表示されている。

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	国庫短期証券 第351回	国庫短期証券 第318回	超長期国債 第62回	2年国債 5億円)	合計
予算額	0	666,900	135,100	1,000	0	3,200,000	0	3,200,000	388,000	4,400,000
決算額(9月末)	0	15,517	268,086	71,385	2,460	63,000	0	73,700	△ 8,732	1,205,416
差異(予算額 - 決算額)	0	△ 15,517	398,814	63,715	7,540	△ 63,000	0	2,406,300	396,132	3,194,584

## 別紙1 1 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

1. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成22年度より）
2. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成22年度計画等より）
3. 役員報酬の分離計上（平成20年度決算より）
4. 外務員登録事務（受任事務）処理報告の作成（平成21年度決算より）
5. 経理基盤整備（会計機械化平成23年度試行開始）
6. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成21年度供用開始）
7. 常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか2件（平成21年度より作成試行）
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするThin Client環境を導入（平成24年3月より）
9. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成25年6月より）
10. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成24年11月実施）
11. 「資産管理運用規程」第5に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成24年11月実施）
12. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成25年3月）
13. 総会における顧問弁護士の出席（平成25年6月13日通常総会～）
14. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成25年8月6日）

別紙12 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成25年 4月	53	53	11	11	28	28
5月	164	163	21	15	34	32
6月	85	85	33	33	23	23
7月	53	52	17	17	29	21
8月	79	79	51	49	42	42
9月	67	67	60	58	32	32

別紙13 所管金融商品取引状況(マッチング)



別紙14 BISサーベイ実施年度の外国為替市場におけるスポット取引の  
市場規模比較と、外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況 (抜粋)

単位：10億米ドル（）内は兆円

2013年4月

外国為替市場(スポット取引)	2013年4月 (1\$=97.82)	
	全通貨	円を対価とする取引
グローバル	2046(200.1)	612(59.9)
東京	156.6(15.3)	134.1(13.1)
店頭外国為替証拠金市場	215.2(21.1)	208.4(20.4)

2010年4月

外国為替市場(スポット取引)	2010年4月 (1\$=93.96)	
	全通貨	円を対価とする取引
グローバル	1488(139.8)	300(28.2)
東京	101.5(9.5)	78.2(7.3)
店頭外国為替証拠金市場	99.1(9.3)	87.3(8.2)

2007年4月

外国為替市場(スポット取引)	2007年4月 (1\$=118.81)	
	全通貨	円を対価とする取引
グローバル	1005(119.4)	206(24.5)
東京	100.9(12.0)	75.9(9.0)
店頭外国為替証拠金市場	15.5(1.9)	13.4(1.6)

【出所】

- 1) BIS Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2013 preliminary global result (オリジナルは米ドル表示、円貨額は協会換算レートで換算)
- 2) 外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ (2013年4月中取引高調査) について日銀分集計結果 (オリジナルは米ドル表示、円貨額は協会換算レートで換算)
- 3) モニタリング調査表より協会集計 (オリジナルは円貨表示、米ドル額は協会換算レートで換算)

### 店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況（抜粋）

東京外国為替市場委員会と実施した共同調査の結果、店頭外国為替証拠金取引から発生するカバー取引は、東京外国為替市場における対非金融機関取引の大きなウエイトを占めていることが確認された

東京外国為替市場による外国為替取引におけるスポット取引金額（出来高）（単位：億米ドル）

2013年4月度 1営業日平均取引金額 合計		2012年4月度 1営業日平均取引金額 合計	
1,498		1,000	
対金融機関取引	対非金融機関取引	対金融機関取引	対非金融機関取引
1,110	388	800	199
対インター バンク取引	対その他金融 機関取引		
1,016	94		

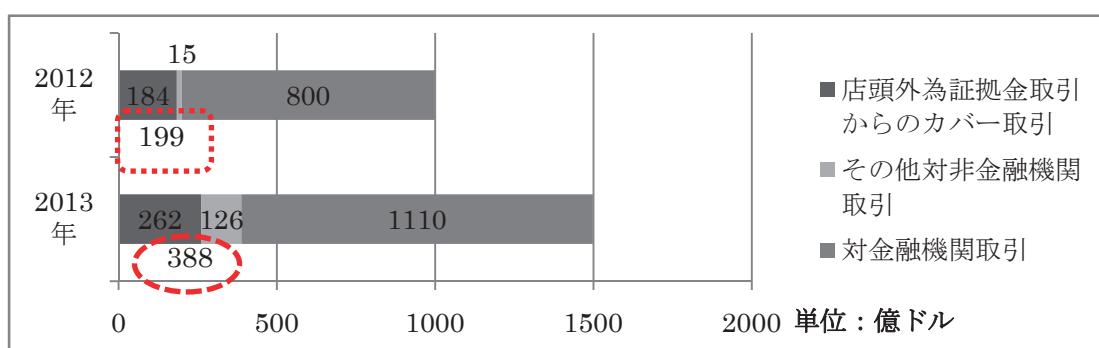
※ 東京外為市場委員会における調査（「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」をいう。）

データより作成。（対象金融機関は32社）

金融先物取引業協会における店頭外国為替証拠金取引の取引金額（出来高）（単位：億米ドル）

2013年4月度 1営業日平均取引金額 合計 (1米ドル=97.82円で計算)		2012年4月度 1営業日平均取引金額 合計 (1米ドル=80.74円で計算)	
2,152 (21.05兆円)		754 (6.09兆円)	
マリー 取引金額 ※1	カバー取引金額 ※2	マリー 取引金額	カバー取引金額
1,166	986	341	413
	東京外為市場委員会 報告金融機関	東京外為市場委員会 報告金融機関	その他 (左記以外)
	262 (2.56兆円)	184 (1.48兆円)	229
	724		

東京外国為替市場におけるカウンターパーティ別スポット取引金額（4月の1営業日平均）



## **別紙15 FX取引に関するこれまでの主な施策**

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

### **1. 店頭FX取引月次統計**

- (1) 平成21年1月開始（平成20年11月から平成20年12月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】（平成20年12月12日）
- (3) 店頭FXの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般サイトにて公表

### **2. 顧客区分管理信託状況についての検証**

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

### **3. BCP体制の整備**

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則  
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

### **4. FX取引におけるロスカット未収金報告制度**

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般サイトにて公表

### **5. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度**

- (1) 平成22年6月分より平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】（平成22年7月1日）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

### **6. ロスカット取引の適切な運用**

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→ 平成 23 年 2 月 1 日より規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成 23 年 1 月 26 日制定）

- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかつた場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

## 7. 店頭 FX 取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成 22 年 9 月 3 日より  
(2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン  
(3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存  
→ 平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

## 8. 店頭 FX 取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成 23 年 2 月 1 日施行  
(2) 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2（平成 22 年 10 月 28 日理事会成立）  
(3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

## 9. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日施行  
(2) 金融先物取引業務取扱規則第 7 条の 2（平成 23 年 2 月 18 日理事会成立）  
(3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

## 10. 店頭 FX 取引における価格データ等の保存

- (1) 平成 22 年 11 月 5 日より  
(2) 通知文書【金先協平 22 第 264 号 E】（データ保存の依頼）  
→ 平成 23 年 6 月 30 日規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）  
(3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等

## 11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日より  
(2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン  
(3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

## **12. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成**

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) FX取引の広告等に関するQ&A事例集
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。  
→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

## **13. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）**

- (1) 平成25年8月9日施行（既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3
- (3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等

以 上

別紙16 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

(平成25年4月1日～平成25年9月31日)

(単位:件)

区分	平成25年						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
あっせん申立て	6	5	0	3	5	0	19
あっせん終結	5	9	9	8	5	1	37
苦情	9	10	13	4	6	15	57
相談	36	28	39	33	34	35	205

## 別紙17 協会開催セミナー・説明会等

セミナーとテーマ	講 師	
<b>平成元年秋季セミナー(平成元年10月19日)</b>		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
<b>平成元年度春季セミナー(平成2年3月16日)</b>		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
<b>平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)</b>		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢磨氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充 史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
<b>平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)</b>		
新しい国際金融市場展開への対応 ー1993年を展望してー	東京銀行取締役	本田敬吉氏
<b>平成3年度春季セミナー(平成3年3月22日)</b>		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
<b>平成3年度夏季セミナー(平成3年7月2日)</b>		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村證券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東 勝氏
<b>平成3年度秋季セミナー(平成3年10月18日)</b>		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
<b>平成4年度春季セミナー(平成4年3月26日)</b>		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草彅正美氏
<b>平成4年度夏季セミナー(平成4年6月16日)</b>		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
<b>平成4年度秋季セミナー(平成4年11月25日)</b>		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
<b>平成5年度春季セミナー(平成5年3月24日)</b>		
金利自由化の動向について ー郵便貯金の金利自由化対応ー	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
わが国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
<b>平成5年度夏季セミナー(平成5年6月16日)</b>		
最近の証券市場と資金の流れ	山一證券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
<b>平成5年度秋季セミナー(平成5年10月15日)</b>		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
<b>平成5年度基礎セミナー(平成5年9月9日)</b>		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
<b>平成6年度春季セミナー(平成6年3月8日)</b>		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏

セミナーとテーマ	講 師	
<b>平成6年度夏季セミナー(平成6年6月16日)</b>		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興證券債券部先物オプション取引課課長	星 一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
<b>平成6年度基礎セミナー(平成6年9月8日)</b>		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
<b>平成6年度基礎セミナー(平成6年11月24日)</b>		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
<b>平成6年度秋季セミナー(平成6年10月20日)</b>		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
<b>平成7年度春季セミナー(平成7年3月9日)</b>		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
<b>平成7年度夏季セミナー(平成7年6月15日)</b>		
戦略的ALMの実践と仕切率体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュー・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
<b>平成7年度秋季セミナー(平成7年10月17日)</b>		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
<b>第9回基礎セミナー(大阪)(平成7年9月7日)</b>		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
<b>第10回基礎セミナー(東京)(平成7年11月21日)</b>		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
<b>平成8年度春季セミナー(平成8年3月13日)</b>		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英実氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
<b>平成8年度夏季セミナー(平成8年6月12日)</b>		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
<b>平成8年度秋季セミナー(平成8年10月16日)</b>		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
<b>第11回基礎セミナー(大阪)(平成8年9月18日)</b>		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
<b>第12回基礎セミナー(東京)(平成8年11月8日)</b>		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
<b>平成9年度春季セミナー(平成9年3月11日)</b>		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー(アジア担当)	エリック・メリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
<b>平成9年度夏季セミナー(平成9年7月2日)</b>		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一證券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ	講 師	
平成9年度秋季セミナー(平成9年10月14日)		
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
ドル・円相場の見通し—テクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林 康史氏
第13回基礎セミナー(大阪)(平成9年9月12日)		
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
	本協会業務部調査役	南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
第14回基礎セミナー(東京)(平成9年11月18日)		
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
	本協会業務部調査役	南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度春季セミナー(平成10年3月11日)		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
第1回内部管理セミナー(平成10年6月2日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度秋季セミナー(平成10年10月14日)		
円動乱のやさしい読み解法 —金融グローバライゼーション時代の為替変動—	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔氏
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	渋澤 健氏
第2回内部管理セミナー(平成10年11月18日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度春季セミナー(平成11年3月11日)		
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ	吉田 稔氏
第3回内部管理セミナー(平成11年6月1日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度秋季セミナー(平成11年10月7日)		
ゼロ金利政策解除とブリエンブティブ・アプローチ —新しい金融政策の考え方—	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太氏
第4回内部管理セミナー(平成11年11月16日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成12年度春季セミナー(平成12年3月22日)		
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己氏
第5回内部管理セミナー(平成12年6月6日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第6回内部管理セミナー(平成12年11月17日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
平成13年度春季セミナー(平成13年3月6日)		
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎氏
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー(平成13年6月4日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第8回内部管理セミナー(平成13年12月6日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛

セミナーとテーマ	講 師	
<b>第9回内部管理セミナー(平成14年6月6日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第10回内部管理セミナー(平成14年12月9日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第11回内部管理セミナー(平成15年6月3日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第12回内部管理セミナー(平成15年12月4日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第13回内部管理セミナー(平成16年6月7日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第14回内部管理セミナー(平成16年12月10日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>金融先物取引法の改正等に関する説明会(平成17年6月10日)</b>		
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官 金融庁総務企画局市場課課長補佐 金融庁監督局銀行第一課課長補佐 金融庁監督局証券課係長	大用恭市氏 山口己喜雄氏 吉富 功氏 古角儀生氏
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
<b>第15回内部管理セミナー(平成17年9月29日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第16回内部管理セミナー(平成17年12月22日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第17回内部管理セミナー(平成18年6月1日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第18回内部管理セミナー(平成19年1月23日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第19回内部管理セミナー(平成19年6月14日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
<b>第20回内部管理セミナー(平成20年1月22日)</b>		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄
<b>第21回内部管理セミナー(平成20年6月13日)</b>		
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下 寛
<b>店頭FX取引に関する支払調書の説明会(平成20年12月16日)</b>		
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏
<b>セミナー(外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について)(平成20年12月17日)</b>		
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課課長	森田宗男氏
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三
<b>セミナー(4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年5月8日)</b>		
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長 金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	青戸直哉氏 有里貴夫氏

セミナーとテーマ	講 師	
セミナー(5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)		
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長 金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	青戸直哉氏 有里貴夫氏
協会セミナー(平成21年10月28日)		
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏
協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三
協会セミナー(平成22年1月22日)		
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐 金融庁監督局証券課課長補佐	森 陽介氏 山下 淳氏
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)		
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長 本協会監査部長	廿日岩信次 山下 寛
協会セミナー(平成23年2月17日)		
最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川 浩氏
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下 寛
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長	小口 忍
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)		
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下 寛
協会セミナー(平成24年2月24日)		
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下 寛
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣氏
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主任	本間輝彰氏
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)		
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファインシャルサービスグループ ループシニアマネージャー あづさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 パートナー	丹生谷佳子氏 九里隆吉氏
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)		
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛
協会セミナー(平成25年2月20日)		
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫氏

## 別紙18 他の金融商品取引業協会等との協調等

### 1. 金融商品取引業協会5団体

平成21年9月に金融商品取引業協会5団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

### 2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（「FINMAC」）

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（「FINMAC」）の設立に積極的に協力し、平成22年2月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成23年4月1日より、指定紛争解決機関として特定第1種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第2種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

### 3. 第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

### 4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

### 5. 外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成24年度においては、6回実施しました。）

### 6. 東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成23年3月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

## 7. 海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association)との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

## 8. 証券取引等監視委員会

平成25年において監査部に所属していた職員1名が証券取引等監視委員会に任期付職員として採用されました。

## 9. その他

平成24年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDAと連携して行い、会員への情報提供を行いました。

## 「決算状況表」にみる会員の事業態様

本集計は、金融商品取引業者である当協会の会員（登録金融機関及び第二種金融商品取引業者は含みません。以下、「業者会員」といいます。）が金融庁長官・財務局長の命令に基づき提出した平成25年9月期中間決算状況表（平成25年4月から平成25年9月まで）のうち、(1) 総括表、(2-2) 有価証券に関連しない受入手数料及び(4-2) 有価証券に関連しないトレーディング損益のデータを集計したものです<sup>\*1</sup>。

損益の概要は、ほぼ次のような状況となっています。

- ① 25.9期<sup>\*2</sup>の業者会員全体及び先物専門会社の収益は、前期比<sup>\*3</sup>、表5及び表6のように増加、取引所・店頭外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員<sup>\*4</sup>の収益は、表7のように、減少しています。
- ② 同じく受入手数料収入は、前期比、金利先物等取引で増加、取引所為替証拠金取引（くりっく365及び大証FX）で若干減少、店頭外国為替証拠金取引で増加しました。
- ③ トレーディング収益は、国内の金利先物等取引及び海外デリバティブ取引とともに大幅に増加しています。店頭外国為替証拠金取引ではほぼ変わらず、通貨オプション取引で損失から利益に転じています。
- ④ 店頭外国為替証拠金取引は、受入手数料収入が増加、外為等収益<sup>\*5</sup>はほぼ変わらずの一方、取引数量が大幅に増加したため、単位当たりの収益額は大きく減少しました。

\*1 商品先物取引に係る損益（受入手数料とトレーディング損益の合計）(25.9期7,437百万円（21社において実績あります。）及び25.3下半期14,655百万円（同21社）)は除きます。

本稿についてのお問合せは、当協会宮崎（03-5280-0889）まで。

\*2 平成25年4月から平成25年9月までをいいます。

\*3 平成24年10月から平成25年3月までと比較します。

\*4 金融取、大証及び店頭の外国為替証拠金取引からの収益の合計が純営業収益の半分以上を占める業者会員をいいます。証券会社・商品先物会社15社（前期比1社増）、先物専門会社26社（同変わらず）、計41社（同1社増）です。

\*5 店頭外国為替証拠金取引から生じる顧客との取引とカバー先との取引又は顧客取引と別の顧客との取引等の為替レートの差及び同じくスワップポイントの授受の差額をいいます。

### 1. 会員数等

集計対象の業者会員92社（前期比▲1社）の内訳は、証券会社62社（同変わらず）、商品先物会社3社（同▲1社）及び先物専門会社27社（同変わらず）です。そのうち、受託実績があった業者会員は、金融取の金利先物等取引が15社（同変わらず）、くりっく365及び大証FXは合わせて27社（同▲3社）、海外は同じく13社（同▲1社）でした。店頭金融先物取引の取扱実績があった業者会員は61社（同▲7社）、うち外国為替証拠金取引の取扱実績があった業者会員が58社（同▲6社）、同じく通貨オプション取引<sup>\*</sup>が14社（同▲3社）でした。

\* 通貨バイナリーオプションを含みます。以下同じ。

### 2. 有価証券に関連しない受入手数料収入

#### (1) 市場デリバティブ取引

25.9期の金融取の金利先物等取引に係る受入手数料収入があった業者会員11社（前期比▲2社）<sup>\*</sup>の受入手数料収入は、496百万円（同14%増）、同業者会員による金融取の金利先物等取引の受託実績は、3,702千枚（同▲7%）でした。

25.9期のくりっく365又は大証FXに係る受入手数料収入があった業者会員24社（同▲1社）の受入手数料収入は、合わせて3,999百万円（同▲3%）、同業者会員によるくりっく365及び大証FXの受託実績は、合わせて30,085千枚（同▲6%）でした。

※ 市場デリバティブ取引の受託実績があっても、算出困難等の理由により、受入手数料金額の報告がない業者会員、媒介取引のみを取り扱う業者会員及び特別の事情で異常値となっている業者会員を除きます。くりっく365及び大証FXについても同じです。外国市場デリバティブ取引は、媒介取引が多く、顧客からの受入手数料収入はほとんどないので分析から除きます。

## (2) 店頭外国為替証拠金取引

25.9期の店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入があった業者会員37社（前期比▲1社）の受入手数料収入<sup>\*</sup>は、表1のように、4,327百万円（同4%増）でした。同業者会員による店頭外国為替証拠金取引の取引金額は、1,411兆円（同65%増）ありました。

※ 受入手数料には、カバー先、媒介先及び親会社から受け入れる手数料を含みます。

**表1 店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入**

(単位：百万円)

	証券会社・商品会社20社（19社）	先物専門会社17社（17社）	計37社（36社）
25.9期	2,087（2,643）	2,240（1,520）	4,327（4,163）

(注) カッコ内は、25.3下半期の数値です。会報第97号4頁の数値から修正があります。

### 3. 有価証券に関連しないトレーディング損益

#### (1) 市場デリバティブ取引

25.9期の有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び海外デリバティブ取引に係るトレーディング損益のあった業者会員それぞれ9社（前期比2社増）及び7社（同変わらず）によるトレーディング損益は、金融取の金利等先物取引1,818百万円（同104%増）、海外246百万円（同472%増）でした。

#### (2) 店頭デリバティブ取引

25.9期の店頭外国為替証拠金取引に關し、外為等収益のある業者会員44社（前期比4社増）（うちプラスとなっているのは42社、マイナスとなっているのは2社）による同収益の合計額は45,366百万円（同▲1%）、うちスワップポイントから生じる損益<sup>\*1</sup>は618百万円（同56%増）でした。通貨オプションは46,398百万円（同-）でした。

※1 外国為替証拠金取引の外国為替取引とスワップポイントとを区分せずに報告している会員については、外国為替取引に含めました。

**表2 店頭デリバティブ取引トレーディング損益（25.9期）**

(単位：百万円)

	証券会社・商品会社36社（34社）	先物専門会社20社（19社）	計56社（53社）
店頭デリバティブ取引	92,160（▲7,586）	25,542（21,954）	117,702（-14,368）
うち外国為替証拠金取引	21,062（-24,933）	24,304（20,766）	45,366（-45,699）
うち外国為替取引	21,167（-25,123）	23,548（20,181）	44,715（-45,304）
うちスワップポイント	▲136（▲191）	754（-587）	618（-396）
うち通貨オプション取引	45,223（▲29,111）	1,175（-1,181）	46,398（▲27,930）

(注) カッコ内は、25.3下半期の数値です。

#### 4. 店頭外国為替証拠金取引及びバイナリオプションに係る取引金額と収益

表3は、25.9期の店頭外国為替証拠金取引について、上記受入手数料収入とトレーディング損益及びその合計をそれぞれ取引金額で割算しました。25.9期の店頭外国為替証拠金取引からの取引金額百万円あたりの収益は、20.4円（前期比▲13.5円）でした。

そのうち、受入手数料は3.1円（同▲1.8円）、トレーディング損益は18.9円（同▲13.0円）でした。

バイナリオプションに関し、受入手数料又はトレーディング収益のある業者会員7社（同変わらず）による受入手数料又はトレーディング収益の合計額は2,645百万円（同▲32%）、同取引金額（ペイアウト額）は384,487百万円（同▲19%）でした。

**表3 外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益（25.9期）**

（単位：受入手数料等は百万円、取引金額は10億円、百万円あたりの受入手数料等は円）

	証券会社・商品会社	先物専門会社	計
受入手数料	2,087（2,643）	2,240（1,520）	4,327（4,163）
取引金額※1	770,941（476,096）	640,681（378,011）	1,411,622（854,107）
取引金額百万円あたりの受入手数料	2.7（5.6）	3.5（4.0）	3.1（4.9）
外為等収益	21,062（24,926）	24,304（20,766）	45,366（45,692）
取引金額※2	1,431,134（799,330）	972,303（633,457）	2,403,438（1,432,787）
取引金額百万円あたりの外為等収益	14.7（31.2）	25.0（32.8）	18.9（31.9）
収益合計	23,149（27,569）	26,544（22,286）	49,693（49,855）
取引金額※3	1,454,280（829,688）	983,636（641,747）	2,437,917（1,471,415）
取引金額百万円あたりの収益合計	15.9（33.2）	27.0（34.7）	20.4（33.9）

（注）カッコ内は、25.3下半期の数値です。会報第97号6頁の数値から修正があります。

※1 受入手数料収入がゼロでない業者会員の取引金額の合計です。

※2 外為等収益がゼロでない業者会員の取引金額の合計です。

※3 受入手数料収入と外為等収益の両方ともがゼロでない業者会員の取引金額の合計です。

#### 5. 常勤役職員数と営業所数

25.9期末の常勤役職員数は58,156名（前期比1,615名増）、営業所数は1,099（同▲54）でした。

**表4 常勤役職員数と営業所数**

（単位：名、カ所）

	証券会社62社（62社）	商品会社3社（5社）	先物専門会社27社（27社）	計92社（93社）
常勤役職員数	56,827（55,008）	498（704）	831（826）	58,156（56,538）
営業所数	1,039（1,084）	29（37）	31（32）	1,099（1,153）

（注）カッコ内は、25.3下半期の数値です。

## 6. 総括表

### (1) 全業者会員

表5は、全業者会員92社の決算状況総括表の合計です。

表5 決算状況総括表－全業者会員（合計）（25.9期）

（単位：百万円、%）

区分	25.9期 (A)	25.3下半期 (B)	(A) / (B)
営業収益	1,874,923	1,583,464	118.4
受入手数料	1,086,985	875,253	124.2
うち金融先物	9,836	14,432	68.2
トレーディング損益	552,291	471,714	117.1
うち金融先物	52,030	50,313	103.4
金融収益	225,832	218,255	103.5
その他の営業収益	9,768	18,268	53.5
うち商品先物	7,437	14,655	50.7
金融費用	142,320	132,704	107.2
純営業収益	1,732,573	1,450,757	119.4
販売費・一般管理費	1,093,583	1,022,146	107.0
営業損益	638,960	428,525	149.1
営業外収益	10,142	13,640	74.4
営業外費用	5,719	8,259	69.2
経常損益	643,395	433,911	148.3
特別利益	25,335	61,625	41.1
特別損失	13,515	56,712	23.8
税引前当期純損益	655,213	438,832	149.3
法人税等	148,662	78,743	188.8
法人税等調整額	2,796	25,789	10.8
当期純損益	503,732	336,114	149.9
常勤役職員数	58,156	56,538	102.9
営業所数	1,099	1,153	95.3

(2) 先物専門会社

表6は、先物専門会社27社の決算状況総括表の合計です。

表6 決算状況総括表－先物専門会社（合計）（25.9期）

(単位：百万円、%)

区分	25.9期 (A)	25.3下半期 (B)	(A) / (B)
営業収益	27,996	26,477	105.7
受入手数料	2,476	1,728	143.3
うち金融先物	2,456	1,696	144.8
トレーディング損益	25,314	24,590	102.9
うち金融先物	25,313	24,604	102.9
金融収益	95	35	271.4
その他の営業収益	102	120	85.0
うち商品先物	15	16	93.8
金融費用	177	93	190.3
純営業収益	27,816	26,384	105.4
販売費・一般管理費	18,400	19,050	96.6
営業損益	9,411	7,272	129.4
営業外収益	436	652	66.9
営業外費用	165	81	203.7
経常損益	9,683	7,846	123.4
特別利益	11	345	3.2
特別損失	265	402	65.9
税引前当期純損益	9,427	7,792	121.0
法人税等	3,476	3,052	113.9
法人税等調整額	9	290	3.1
当期純損益	5,939	4,444	133.6
常勤役職員数	831	826	100.6
営業所数	31	32	96.9

(3) 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員

表7は、取引所・店頭の外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員41社の決算状況総括表の合計です。

表7 決算状況総括表—外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員（合計）（25.9期）

(単位：百万円、%)

区分	25.9期 (A)	25.3下半期 (B)	(A) / (B)
営業収益	50,036	53,871	92.9
受入手数料	7,078	5,233	135.3
うち金融先物	4,681	4,091	114.4
トレーディング損益	40,571	46,739	86.8
うち金融先物	40,256	46,942	85.8
金融収益	1,885	1,063	177.3
その他の営業収益	486	876	55.5
うち商品先物	376	433	86.8
金融費用	921	443	207.9
純営業収益	49,109	53,304	92.1
販売費・一般管理費	37,625	35,582	105.7
営業損益	11,475	17,659	65.0
営業外収益	790	843	93.7
営業外費用	474	548	86.5
経常損益	11,794	17,960	65.7
特別利益	67	768	8.7
特別損失	796	1,029	77.4
税引前当期純損益	11,064	17,700	62.5
法人税等	4,089	6,385	64.0
法人税等調整額	▲2	138	-
当期純損益	6,971	11,170	62.4
常勤役職員数	1,355	1,329	102.0
営業所数	46	46	100.0

7. 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員の25.9期、25.3下半期及び24.9期※の営業損益合計は、それぞれ11,475百万円、17,659百万円及び8,209百万円でした。そのうちプラスとなっている業者会員は、それぞれ28社、24社及び22社でした。同じくマイナスとなっているのは13社、16社及び23社でした。表8は、25.9期、25.3下半期及び24.9期の営業損益の分布です。

※ 平成24年4月から平成24年9月までをいいます。

表8 店頭外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

(単位：社)

営業損益	25.9期	25.3下半期	24.9期
50億円以上	0	0	0
20億円～50億円	2	4	1
10億円～20億円	2	1	3
5億円～10億円	2	4	0
1億円～5億円	16	9	7
0～1億円	6	6	11
損失	13	16	23
計	41	40	45

## 米欧の相場操縦等規制制度と摘発事例

- (1) IOSCOの勧告
- (2) 米国の規制
- (3) EUの規制
- (4) NFAによる市場監視及び店頭FX取引監視
- (5) 相場操縦及び非対称スリッページの摘発事例

電子情報通信技術の進歩、取引コストの低下等により、取引の意思決定・発注を自動的に行う自動取

引が発達し、高速で大量件数の注文の発出・取消しを頻繁に繰り返す高頻度取引（HFT、High Frequency Trading）やそのような自動取引を予めプログラムされた意思決定プロセスの順序に従って行うアルゴリズム取引が可能となりました。（下記「電子取引の能力増強と交通規制」参照）

一方で、HFTを利用した相場操縦（market manipulation）を試みる者も増えてきました。

### 電子取引の能力増強と交通規制（会報第72号（2007年3月）記事）

先物取引所では、自動取引システムによる注文（事前に決めた市場状況になると注文が自動的に出ていく、いわゆるプログラム売買又はアルゴリズム取引）が増えて、システムの回路が混雑し、電子取引市場全体が目に見えて速度を落とすような渋滞を防ぐため、各取引所とも電子取引システムの能力を高めています。また、注文の成立率が一定以下の大量注文に課徴金を課すなどの電子取引の交通規制\*を行う取引所もあります。

\* 例えばCMEは、05年10月から、従来の自動取引システムを利用するトレーダーの注文件数を1銘柄あたり1秒間5件に制限する方法から商品ごと、取引時間帯ごと、清算会員ごとに注文件数の約定件数に対する割合が基準（例えばユーロドル金利先物では5倍、日本円通貨先物では26倍）を超えた場合、2,000ドルの課徴金を課す方法に変更しました。

相場操縦的な行為については、最近では、他の取引参加者（その中には一般投資家も含まれます。）を騙したり、誤解を与えるような行為を厳しく禁じるようになり、また、規制当局や取引所の市場監視体制の強化、監視技術の発達・高度化のほか、顧客の動向についての業界としての意識改革や規制機関・取引所・業者による情報の共有が進んだこともあります。違反行為の摘発が進んでいます。

本稿では、米欧における相場操縦の規制制度と摘発事例についてレポートします。

### (1) IOSCOの勧告

2010年11月、G20は、「証券監督者国際機構（IOSCO）は、最近の技術革新が金融システムにもたらすリスクを軽減するため、市場の健全性及び効率性を促進することの勧告を作成すべき」ことを要請しました。

IOSCOは、2011年7月、市中協議報告書「技術革新が市場の健全性・効率性に及ぼす影響により生じる規制上の課題」を公表し、2011年10月、市場の健全性・効率性を促進し、HFT及びアルゴリズム取引を含む最新の技術発展が金融システムにもたらす

本レポートは、規制機関、取引所等のプレスリリース及び公表文書に基づき作成しました。問合先は、当協会宮崎（03-5280-0889）。

リスクを軽減するための5つの提言<sup>\*</sup>を行いました。

※ ①市場及びその商品・サービスへの公正、透明かつ公平なアクセス、②適切な取引管理メカニズムの確保、③全ての発注の適切な取引管理、④HFT及びアルゴリズム取引等技術革新や市場構造の変化が市場の健全性・効率性に及ぼす影響の評価、⑤市場阻害行為について適切な措置。

## (2) 米国の規制

ドッド・フランク法により商品取引所法（CEA）が改正され、相場操縦等一定の破壊的取引が禁止され、新たな相場操縦禁止規定（虚偽の報告による相場操縦も禁止、意図を問わない等）やLSOC<sup>\*</sup>が加わりました。

※ 先物業者（FCM）及び指定清算機関は、顧客担保を自己の資産から分別して管理しなければなりません。新規則は、先物取引における分別管理とは異なり、所謂LSOC（Legal Segregation with Operational Commingling）モデルといわれる「完全法的分別管理モデル」に基づきます。このモデルでは、法的に分別管理されますが、運用上混合して管理されます。従って、オペレーションル・リスクと投資リスクは残りますが、合理的なコストでスワップ顧客担保保護と軽便性のバランスをとります。

ドッド・フランク法第753条（改正後CEA第6条(c)）において、CFTCが定める規則に違反して、登録事業体（registered entity、以下「取引所」といいます。）の規則を遵守してスワップ若しくは州間商取引<sup>\*1</sup>における若しくは将来の受渡しのための商品の売付契約を相場操縦的な若しくはだましの手段若しくは策略を直接または間接に使用する若しくは使用しようとすることは不法であるとされます。

同法第747条（改正後CEA第4c条(a)）において、取引所の規則を遵守して取引を行う者が①ビッド若しくはオファーのルールに反すること<sup>\*2</sup>、②取引終了時に秩序正しい執行を意図して若しくは無謀<sup>\*3</sup>に無視すること、又は③spoofing（見せ玉）<sup>\*4</sup>をすること若しくはその性格のある行為若しくはそうと知られる行為をすることは、破壊的取引手法（disruptive practices）として、禁止されます。

※1 州間商取引（interstate commerce）は、連邦政府が規制するとされています。先物、スワップ及び商

品（commodities）を含みます。

※2 Violate bids or offers。最も低いオファー価格よりも高い価格での買付又は最も高いビッド価格よりも低い価格での売付。このような行為は、それ自体が罪であり、その意図を問いません。CFTCは、Strobing（ストロボ撮影）（大量の注文を発出し、直ぐに取り消すことにより、流動性があるように見せかける、又は他の取引参加者に不確実性を生じさせ、その動き及び注文入力を遅らせること。Quote Staffing（価格提示詰め）とも言います。）もSpoofingに含むとしています。この場合、注文が執行されたとしても、意図が取り消すことにあるので、違反行為となります。

※3 reckless, recklessness。「それが違法であることを認識しながら」の意。「故意にはいたらないが、通常の過失よりも非難性が大きく、わが国の未必の故意および認識ある過失を独立にカテゴリしたるものにあたる。」（田中英夫編「英米法辞典」（1991）702頁）

※4 取引執行前にすぐに取り消すことを意図してビッド若しくはオファーを発することをいいます。なお、CFTCの用語解釈においては、①ビッド若しくはオファーの発出若しくは取消しにより取引所の価格提示システムを過負荷にすること、②ビッド若しくはオファーの発出若しくは取消しにより他の者の取引執行を遅らせること、③複数のビッド若しくはオファーの発出若しくは取消しにより誤った市場の深みを見せかけること、④上方若しくは下方への人為的な価格の動きを創り出す意図を持ってビッド若しくはオファーの発出若しくは取消しを行うこと、も見せ玉の中に含まれます。

## (3) EUの規制

EUにおいては、2011年10月に発出されたMiFIR（金融商品市場規制）に①対象とする商品及び業者の両方の既存の制度を拡大することにより一定のコモディティ取引業者も対象とすること、②HFTを含めアルゴリズム取引を行う業者を規制すること、③コモディティ・デリバティブの取引に建玉規制を設けること、④EU内でサービスを提供する第三国の業者を規制すること、⑤投資業者の社内管理体制強化を導入すること、⑥株式及び非株式の取引前及び取引後の透明性強化を導入することが盛り込まれました。MiFIRは、2013年末までに最終となる予定です。

市場濫用指令（MAD、Market Abuse Directive、欧州指令2003/6/EC）第1条第2項において、相場操縦とは、①金融商品の供給、需要若しくは価格につ

いて誤ったかつ誤解を生じさせるシグナルを与える若しくは与えるおそれがあること、又は一人の若しくは複数の者が協力して一つ若しくはいくつかの金融商品の価格を異常な若しくは人為的な水準に確保するような取引若しくは注文を行うこと（但し、取引若しくは注文が正当な理由があり、規制市場における認められた市場慣行を遵守して行われる場合を除く）、②架空の手段その他のだまし若しくは策略の形態を使用する取引若しくは注文を行うこと、③メディアを通じて伝達される誤った若しくは誤解を生じさせる情報を使用する取引若しくは注文を行うこと、の3つの形態をとると定義されています。

欧州証券市場機構（ESMA）のガイダンス（2005年5月11日）第4.8条では、相場操縦が行われた際の市場の動きのシグナルとして、①毎日の取引数量のうち大きな部分を占める、②価格の大きな変化、③実質的所有者が変わらない、④短期間での建玉の反転、⑤短時間での取引の集中、⑥最良のビッド又はオファー価格の表示を変更するような注文で、執行される前に取り消される注文、⑦参照価格、清算価格及び評価のための価格が算出される間にそのような価格に影響を与えるような取引若しくは注文、を挙げています。

#### (4) NFAによる市場監視及び店頭FX取引監視

##### a. 市場監視業務

NFAは、2000年に取引所からの市場監視業務の受託を開始しました。現在は、NYSE Liffe、Philadelphia Board of Trade、CBOE Futures、HedgeStreet、Eurex、ELXなどに規制サービスを提供しています。そのほとんどは、最近新たに設立された取引所です。市場監視システムは、NFA内部で開発しています。NFAは、規制者としてではなく、取引所の代理人として市場監視業務を行います。

##### b. NFA、スワップ執行施設に規制サービスを提供する契約を締結

NFAは、2000年に市場監視業務の受託を開始し

ました。2011年に市場監視業務を電子取引スワップに拡大しました。2012年、13のスワップ執行施設（SEF）と規制サービス契約（Regulatory Service Agreement）を締結して規制サービスを提供することで合意しました。同契約は、自動取引の手続きの開発・テスト及びシステムの監視、SEFの自主規制義務遵守に必要な手続き及びプロセスの開発等のための情報交換及び技術標準の開発のための予備的なフレームワークを構築するためのものです。SEFに関するCFTC規則の制定後、正式な規制サービス契約を締結する予定です。

##### c. 店頭外国為替取引の非対称スリッページに対する処分

NFAは、2010年以降、外国為替会員（FDM）が顧客にとって不利な価格のスリッページと顧客にとって有利な価格のスリッページが非対称（asymmetrical）（顧客に不利）となるように取引システムのプログラムを設定し、損害を与えたことを、NFA規則違反（商業上の道徳基準及び取引の信義則背反）\*として、下記(5)⑦の表のような処分を行っています。

\* NFAは、2011年2月から、FDMに対し日次取引記録の提出を義務付け、2012年1月、NFA法令遵守規則第2-36条（外国為替取引に関する要件）に関する解釈書を発出しました。（施行は同年3月）同規則同条には、外国為替会員（FDM）が顧客と外国為替取引を行う方法について、正直、公正かつ顧客利益第一に業務を行うことを確実にするためのいくつかの要件が定められていますが、新しく発出された解釈書は、FDMが同規則に違反しない方法でそのような状況をどのように取り扱うかについてガイダンスを提供しています。（会報第92号35頁参照）

#### (5) 相場操縦及び非対称スリッページの摘発事例

##### ① Spoofing

CFTCは、2013年7月、Panther Energy Trading LLC及びそのプリンシパルであるCoscia氏に対し、2011年8月～10月にCMEの電子取引システムGlobex上で先物の注文を違法に発出し、すぐ後にビッド及びオファーを取り消すコンピュータのアルゴリズム

を使って「見せ玉 (spoofing)」の破壊的な操作を行ったとして、民事上の罰金<sup>※1</sup>140万ドルを課し、取引から得た不正利得140万ドルを返還させ<sup>※2</sup>、1年間の取引停止としました。これは、見せ玉の破壊的操作を禁止するドッド・フランク法に基づく処分の最初の事例<sup>※3</sup>となりました。英国の金融行為機構(FCA)も同氏に対しICE Futures Europeでの不正行為について90万ドルの罰金、CMEも同社及び同氏に対し80万ドルの過怠金及び約130万ドルの不正利得返還並びに同氏に対し6カ月間の取引停止としました。

※1 民事上の罰金 (Civil monetary penalty)。不法又は非倫理的な行為から利益を得た事業体に民事裁判所が課す懲罰的罰金。CFTCは、通常、不法又は非倫理であると認められた行為から得た利益に等しい民事上の罰金を課します。

※2 不正利得返還 (disgorgement)。裁判所が加害者に課す不正手段で得た利益の返済。不法又は非倫理的な取引を通して受け取った資金は、金利とともに被害者に不正利得返還されるか、返済される。不正利得返還は、懲罰的民事行為というよりも、民事上の救済措置。(⑦の(不正利得)返還 (restitution) 参照)

CFTCに対する140万ドルの返還利益額は、今回の見せ玉に関連するCMEに対する返還利益額と相殺されます。CMEは、返還された利益額を顧客保護制度の費用を相殺するために使用し、残額があれば、CME信託に寄与され、資産損失の脅威の対象となる顧客に対する支援に使われます。CME信託はその資金をCMEに対する支払い等の目的に使うことはできません。

※3 Spoofing摘発事例としては、天然ガス及び電力についての事例(2011年3月22日)、シカゴ商品取引所(CBOT)の軟質赤色冬小麦先物についての事例(2012年12月4日)に続き第3番目の事例となります。

軟質赤色冬小麦先物の事例は、他の市場参加者に流動性が増していると誤解を生じさせる意図を持って、大量の注文を最良のビッド若しくはオファー又はその近くの価格でそれらの注文が執行されないような方法で電子的に発出し、直ぐに取り消すことで他の市場参加者からの注文で変動した価格で反対側の自己の注文を執行させて利益を得る行為を反復継続し、CEA第6条(c)、6条(d)、9条(a)(2)に違反するとして告発されました。このときはアルゴリズムは使用しておらず、手作業でした。

## ② Banging the close

CFTCは、2013年11月、シカゴ最大手のHFTトレーダーの一つであるDonald R.Wilson及びその会社

(DRW) がIDEX米ドル建て3ヵ月金利スワップ先物の価格を操作した行為が米国のCEA第6条(c)及び第9条(a)(2)に違反するとして、ニューヨーク南地区地裁に告発しました。当該商品は、NASDAQ OMX Futures Exchange (NOFE) で取引され、International Derivatives Clearinghouse (IDCH) で清算されています。DRWは、118取引日を超えて行った相場操縦により、少なくとも2,000万ドルの利益を得て、一方その取引相手は同額の損失を被りました。DRWは、2010年末、想定元本350百万ドルを超える当該商品の買建玉(固定金利の受取り)を有し、その毎日の評価額は、IDCHが各取引日の取引終了前の15分間(所謂「決済窓 (settlement window)」)にNOFEに電子的に発注されたビッドに基づいて算出する毎日の清算価格によっていることを知っていました。そのようなビッドがない場合は、NOFEは清算価格を決定するために店頭市場からの価格を使用します。DRWは、時間が経てば、価格が上昇すると予想しましたが、期待した水準には達せず、DRWは、「Banging the close (取引終了時に清算価格を操作する目的を持って注文を出すこと)」により、自己に有利になるように価格を作為的に動かしました。DRWは、多くの取引日に決済窓内に多くのビッドを発注し、その全てが実際には成立せず、DRWは、そのビッドを取り消しました。DRWのビッドが清算価格となることで、DRWは、不正に、その建玉の評価額を高めていました。

この種の相場操縦は、「Marking the close」ともいい、CFTCでは、2011年7月19日(脱脂粉乳)、2011年7月25日(パラジウム・プラチナ)、2012年3月14日(パラジウム・プラチナ)、2012年4月19日(原油・灯油・ガソリン)、11月7日(原油)にも摘発事例があります。

## ③ 乳製品相場操縦

CFTCは、2008年12月16日、アメリカ酪農会社(DFA、Dairy Farmers of America)がCMEのチーズ直物コール市場においてブロック・チェダー・

チーズを買い付けることによりCMEのClass IIIミルク先物の相場操縦を行ったこと及び同先物の建玉制限違反を行ったとして12百万ドルの民事上の罰金を課しました。DFA子会社役員にも、建玉制限違反を助けたとして15万ドルの民事上の罰金を課しました。CMEのブロック・チーズ市場とClass IIIミルク先物との間には、市場でも良く知られる価格連動性があり、前者の価格は後者の価格決定に大きく影響します。

#### ④ロンドン鯨

CFTCは、2013年10月、JP Morgan Chase bank N.A (JP Morgan) が、相場操縦を禁じるドッド・フランク法による改正後のCEA (第6条(c)(1)) 及びCFTC規則 (第180.1条) に違反して、一定のCDS (credit default swap) の取引において相場操縦的な手段を使ったとして1億ドルの罰金を課しました。JP Morganは、2012年2月末、CDS指数 (IG9 10Y) の売建玉を大量 (650億ドル) に保有しており、値洗い前に月末の市場価格を引き下げるために、市場参加者が依存する価格は需給に基づき決定されというファンダメンタルが示す価値を無謀 (reckless) に無視して、集中的な期間、大量 (70億ドル) の同指数を売り付けました。ドッド・フランク法に基づく相場操縦に関する処分の最初の事例となるとともに、CFTCは、ドッド・フランク法により、無謀な相場操縦行為を禁止することができることを初めて示しました。なお、JP Morganは、CDS市場におけるその存在の大きさから「ロンドン鯨」と呼ばれています。

#### ⑤ Layering (英国)

英FSAは、2013年1月28日、投資業者Swift Tradeに対し、ロンドン証券取引所 (LSE) における株式取引でLayering (積み重ね)\*を行ったとして、罰金800万ポンドを課しました。Layeringは、2013年2月、上級審判所において市場阻害行為 (金融サービス市場法第118条) 違反であると確認されました。

\* 最良のビッド若しくはオファーの又はかけ離れた

様々な価格で市場の片側 (例えば買付側) において複数の不誠実な指値注文を発出することにより、需要と供給の水準に変化があるように見せかけ、結果的に価格を人為的に動かすこと。注文は、市場の反対側 (例えば売付側) において人為的に作られた価格で執行され、直ちに当該不誠実な注文は取り消されます。

## ⑥ LIBOR等不正操作

各国規制当局等は、2011年～2013年、LIBOR、EURIBOR及びJPY LIBORを不正に操作したことで、大手銀行を処分しています。下表は、2013年12月4日現在までの罰金、和解金等の処分実績です。

罰金等支払者	規制当局等	罰金等金額	報道日
Barclays Bank	CFTC	200百万ドル	2012年6月27日
同上	米司法省	160百万ドル	同上
同上	FCA	59.5百万ポンド	同上
UBS	CFTC	700百万ドル	2012年12月19日
同上	米司法省	500百万ドル	同上
同上	FSA	160百万ポンド	同上
同上	スイス金融市場監督機構	60百万スイスフラン	同上
Royal Bank of Scotland (RBS)	CFTC	325百万ドル	2013年2月6日
同上	米司法省	150百万ドル	同上
同上	FSA	87.5百万ポンド	同上
ICAP	CFTC	65百万ドル	2013年9月25日
同上	FCA	14百万ポンド	同上
RaboBank	CFTC	475百万ドル	2013年10月29日
同上	米司法省	325百万ドル	同上
同上	FCA	105百万ドル	同上
同上	オランダ検察庁	70百万ユーロ	同上
Deutche Bank	欧州委員会	725.36百万ユーロ	2013年12月4日
Societe Generale	同上	445.9百万ユーロ	同上
RBS	同上	391.1百万ユーロ	同上
JP Morgan	同上	79.9百万ユーロ	同上
Citigroup	同上	70百万ユーロ	同上
RP Martin	同上	0.2百万ユーロ	同上

## ⑦ 非対称スリッページ設定を理由とする処分例

業者	申立日付	過怠金等 <sup>※1</sup>	非対称の内容等
Gain	2010/6/30	\$459,000 Refund <sup>※2</sup>	2pips以上顧客有利→注文拒絶、2pips未満顧客有利→注文成立、顧客不利→注文成立
Ikon	2010/10/27	\$320,000 Refund	顧客に有利なスリッページを許さない
FXCM	2011/8/12	\$2,000,000 Refund	顧客有利→注文拒絶、顧客不利→不利な価格で成立
FXDD	2012/6/29	\$1,095,119 \$1,828,161 <sup>※3</sup>	2pips以上顧客有利→注文拒絶、2pips未満顧客有利→注文成立、顧客不利→注文成立
FCStone	2012/11/6	\$98,000	顧客有利→発注時価格で成立、顧客不利→スリップした価格で成立 (periodically)

※1 このほか、CFTCによる罰金があります。

※2 不正行為の結果の損失額を顧客に返済すること。

※3 restitution (原状回復)。不正行為又は過怠により負担する懲罰的損害賠償の支払い。返還支払いは、他の者又は事業体の不適切な行為がなければあったであろう以前の財産状況を回復する試み。

## ■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要（2013年11月現在）

CME ..... ( 77)	BM&F BOVESPA ..... ( 90)	ASX24 ..... ( 97)
CBOT ..... ( 86)	NYSE Liffe ..... ( 91)	KRX ..... ( 98)
ICE Futures U.S. ..... ( 88)	Eurex ..... ( 95)	MICEX ..... ( 99)
NASDAQ OMX PHLX ( 88)	SGX-DT ..... ( 95)	RTS ..... ( 99)
MX ..... ( 89)	HKFE ..... ( 96)	

(掲載頁)

### 1. シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）

(Chicago Mercantile Exchange)

#### (1) 金利先物

商品名	Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル金利（3ヵ月）先物（注1）	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物（注1）（注4）
取引開始	1981年12月	1996年3月
取引時間	7:20a.m. – 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. – 4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.まで)	7:20a.m. – 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. – 4:00p.m. 最終取引日日本時間11:00a.m.まで)
取引単位	US \$1,000,000	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月の40限月及びその他の月の4 限月	3、6、9、12月の20限月
銘柄コード	ED/ED (GLOBEXはGE)	EY/EY (GLOBEXはEJ)
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005 (US \$12.50に相当)、最期近限月は 0.0025 (US \$6.25に相当)	0.005 (1,250円に相当)
値幅制限	なし	なし
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場 合、建玉情報を報告（注2）	全限月合計で買建と売建の差5,000枚
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）	限月の第3水曜日の2東京営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間 11:00a.m.のBBA LIBORを基準）	差金決済（SGX-DTが定めるユーロ円 TIBOR（3ヵ月）先物の最終決済価格に基 づく）
最終決済日	最終取引日	限月の第3水曜日（シンガポール時間）
2011年出来高	564,086,745枚	10,387枚
2012年出来高	426,438,437枚	210枚

GLOBEXは、Global Electronic Exchangeの略称です。

BBAは、British Bankers' Association の略称です。

TIBORは、Tokyo Interbank Offered Rateの略称です。

LIBORは、London Interbank Offered Rateの略称です。

商品名	One-Month LIBOR Futures LIBOR（1ヵ月）先物
取引開始	1990年4月
取引時間	7:20a.m. – 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. – 4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.)
取引単位	US \$3,000,000
上場限月	12暦月
銘柄コード	EM/EM (GLOBEXはGLB)
価格の表示方法	100からLIBOR（1ヵ月）（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.0025 (US \$6.25に相当)
値幅制限	なし (GLOBEXは2.00)
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差5,000枚以上の 場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間 11:00a.m.のBBA LIBORを基準）
最終決済日	最終取引日
2011年出来高	187,510枚
2012年出来高	110,823枚

注1：SGX-DTとの相互決済協定対象商品です。

注2：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

注3：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。

注4：最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR（3ヵ月）先物も上場されています。

(2) 通貨先物

商品名	Japanese Yen Futures 日本円通貨先物（注5）	Euro FX Futures ユーロ通貨先物（注6）	Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物
取引開始	1972年5月	1998年5月	1972年5月
取引時間	7:20a.m.-2:00p.m. (GLOBEX月曜日～金曜日 5:00p.m.-4:00p.m.； 日曜日・祝日：5:00p.m.- 翌日4:00p.m.) 最終取引日：9:16a.m.まで	左に同じ	左に同じ
取引単位	12,500,000円	EUR125,000	SF125,000
上場限月	3、6、9、12月の6限月	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	J1/JY (GLOBEXは6J)	EC/EC (GLOBEXは6E)	E1/SF (GLOBEXは6S)
価格の表示方法	1円当たりの米ドル表示（また100円当たりの米セント表示）	1EUR当たりの米ドル表示	1SF当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.000001 (100円当たり0.01セント) (US \$ 12.50に相当) (注7)	0.0001 (US \$ 12.50に相当) (注7)	左に同じ
値幅制限	なし（注8）	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	左に同じ	左に同じ
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	受渡決済	左に同じ	左に同じ
最終決済日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
2011年出来高	28,369,147枚	84,236,825枚	10,238,684枚
2012年出来高	23,520,562枚	67,407,741枚	9,911,325枚

注5：取引単位が半分（6,250,000円）のE-Mini日本円通貨先物も上場されています。

注6：取引単位が半分（EUR62,500）のE-Miniユーロ通貨先物も上場されています。

注7：一定の条件で半分幅も可能です。

注8：各通貨先物のGLOBEX取引では、直前の成立価格又はベストの呼び値から次の値幅を越える指値は受け付けません。日本円0.0002 (US \$ 2,500に相当)、ユーロ及びスイスフラン0.02 (US \$ 2,500に相当)、英ポンド0.02 (US \$ 1,250に相当)、カナダドル、豪ドル及びニュージーランドドル0.02 (US \$ 2,000に相当)、メキシコペソ0.002 (US \$ 1,000に相当)、南アフリカランド0.002 (US \$ 1,000に相当)、中国人民元0.0006 (US \$ 600に相当)。

商品名	British Pound Futures 英ポンド通貨先物	Canadian Dollar Futures カナダドル通貨先物	Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物
取引開始	1972年5月	左に同じ	1987年1月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	BP62,500	C \$ 100,000	A \$ 100,000
上場限月	左に同じ	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	BP/BP (GLOBEXは6B)	C1/CD (GLOBEXは6C)	AD/AD (GLOBEXは6A)
価格の表示方法	1BP当たりの米ドル表示	1C \$当たりの米ドル表示	1A \$当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$ 6.25に相当)	0.0001 (US \$ 10.00に相当) (注7)	左に同じ
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	全限月合計の買建と売建の差6,000枚以上の場合、建玉情報を報告 (注2)	左に同じ
最終取引日	左に同じ	限月の第3水曜日の1営業日前	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2011年出来高	29,028,755枚	22,416,680枚	30,751,538枚
2012年出来高	26,166,290枚	22,799,446枚	32,727,390枚

商品名	New Zealand Dollar Futures ニュージーランドドル通貨先物	Mexican Peso Futures メキシコペソ通貨先物	South Africa Rand Futures 南アフリカランド通貨先物
取引開始	1997年5月	1995年4月	1997年5月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	NZ \$ 100,000	MXN500,000	ZAR500,000
上場限月	左に同じ	13暦月及び3、6、9、12月の 2限月	左に同じ
銘柄コード	NZ/NE (GLOBEXは6N)	MP/MP (GLOBEXは6M)	RA/RA (GLOBEXは6Z)
価格の表示方法	1NZ \$当たりの米ドル表示	1MXN当たりの米ドル表示	1ZAR当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	左に同じ	0.000025 (US \$ 12.50に相当)	左に同じ
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の 差6,000枚以上の場合、建玉 情報を報告（注2）	スポット限月2万枚。全限月 合計の買建と売建の差6,000 枚以上の場合、建玉情報を 報告（注2）	スポット限月5,000枚先物相 当。全限月合計の買建と売 建の差6,000枚以上の場合、 建玉情報を報告（注2）
最終取引日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2011年出来高	2,077,277枚	9,203,730枚	143,544枚
2012年出来高	3,655,690枚	11,482,886枚	164,012枚

(3) 金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル預金（3ヶ月）先物オプション
取引開始	1985年3月
取引時間	7:20a.m. – 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. – 4:00p.m.) 3、6、9、12月限月の最終取引日はロンドン時間の11:00a.m.
取引単位	ユーロドル預金（3ヶ月）先物1取引単位 (US \$1,000,000)
上場限月	3、6、9、12月の12限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプション（1年）、（2年）、（3年）、（4年） 及び（5年）は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2 限月。
原商品	限月が3、6、9、12月のオプションは同限月の先物。 限月がその他の月のオプションはその限月直後の四半期限 月（注10）の先物（例：限月が1月のオプションは3月限月 の先物）。四半期限月のミッドカーブ・オプション（1年）、（2 年）、（3年）、（4年）及び（5年）は、オプション限月直後の 3、6、9、12月から1年後、2年後、3年後、4年後又は5年後 を限月とする先物。その他の月のミッドカーブ・オプショ ン（1年）、（2年）、（3年）、（4年）及び（5年）は、限月の次 の四半期限月の先物（例：2015年1月又は2月に限月となる その他の月のミッドカーブ（1年）の場合、2016年3月限月 の先物）。
銘柄コード	暦月（ED/CE（コール）・ED/PE（プット））
価格の最小変動幅	0.005（US \$ 12.50に相当）、原商品が最期近限月並びに最初 の2四半期限月及び最初の2シリアル限月でプレミアムが5 ティック未満のものは0.0025（US \$6.25に相当）
値幅制限	なし（GLOBEXは原商品に準ずる）
建玉制限	全限月同サイドのオプション及び原商品の建玉を1万枚以 上保有する場合は、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	3、6、9、12月の限月は原商品と同日。それ以外は限月の第 3水曜日の前週の金曜日 ミッドカーブ・オプションはオプション期日の属する暦月 の第3水曜日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.25（一定の期近限月は0.125）刻み
2011年出来高	100,855,181枚
2012年出来高	48,279,896枚

注10：3、6、9及び12月の限月をいいます。以下同じ。

(4) 通貨先物オプション

商品名	Options on Japanese Yen Futures 日本円通貨先物オプション	Options on Euro Futures ユーロ通貨先物オプション
取引開始	1986年3月	1998年5月
取引時間	7:20a.m. – 2:00p.m. (GLOBEX月曜日～金曜日5:00p.m. – 翌日4:00p.m. ; 日曜日・祝日 : 5:00p.m. – 翌日4:00p.m.) 最終取引日 : 9:16a.m.まで	左に同じ
取引単位	日本円通貨先物1取引単位 (12,500,000円)	ユーロ通貨先物1取引単位 (EUR125,000)
上場限月	3, 6, 9, 12月の4限月、それ以外の月の2限月 及び週ごとの4限月	左に同じ
原商品	直近の3, 6, 9, 12月限月の先物で、最終取引日がオプションの最終取引日から3営業日以後のもの。週ごとのオプションは、その月の直近の先物。	左に同じ
銘柄コード	暦月 J1/CJ (コール)、J1/PJ (プット) 週ごと 1JC/5JC (コール)、1JC/5JP (プット)	暦月 EC/EC (コール)、EC/EC (プット) 週ごと 1XC/5XC (コール)、1XP/5XP (プット)
価格の最小変動幅	0.000001 (US \$12.50に相当) (注11)	0.0001 (US \$12.50に相当) (注11)
値幅制限	先物が値幅制限に達したとき、オプション取引も停止される。	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告 (注2)	左に同じ
最終取引日	限月が暦月のものは限月の第3水曜日の前々週の金曜日。週ごとのものは暦月のオプションの最終取引日に当たらない金曜日。	左に同じ
権利行使期間	アメリカン (注12)	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.0001 (期近7限月は0.00005) 刻み	0.01 (期近7限月は0.005) 刻み
2011年出来高	1,292,246枚	5,684,036枚
2012年出来高	1,292,246枚	1,540,799枚

注11：取引の形態（キャビネット・トレード）や一定の条件により、半分幅も可能です。

注12：ヨーロピアンのオプションもあります。

商品名	Options on Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物オプション	Options on British Pound Futures 英ポンド通貨先物オプション
取引開始	1985年2月	1985年2月
取引時間	左に同じ	左に同じ
取引単位	スイスフラン通貨先物1取引単位 (SF125,000)	英ポンド通貨先物1取引単位 (BP62,500)
上場限月	左に同じ	左に同じ
原商品	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	暦月 SF/CF (コール)、SF/PF (プット) 週ごと 1SC/5SC (コール)、1SP/5SP (プット)	暦月 BP/CP (コール)、BP/PP (プット) 週ごと 1BC/5BC (コール)、1BP/5BP (プット)
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$12.50に相当) (注11)	0.0001 (US \$6.25に相当) (注11)
値幅制限	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	左に同じ
最終取引日	左に同じ	左に同じ
権利行使期間	左に同じ	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.01 (期近7限月は0.005) 刻み	0.01
2011年出来高	306,134枚	735,630枚
2012年出来高	67,608枚	659,792枚

商品名	Options on Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物オプション
取引開始	1988年1月
取引時間	左に同じ
取引単位	豪ドル通貨先物1取引単位 (A \$100,000)
上場限月	左に同じ
原商品	左に同じ
銘柄コード	暦月 KA (コール)、JA (プット) 週ごと 1AC/5AC (コール)、1AP/5AP (プット)
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$10.00に相当)
値幅制限	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差6,000万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	左に同じ
権利行使期間	左に同じ
自動権利行使	あり
権利行使価格	当初0.01刻み（追加は0.005刻み）
2011年出来高	946,663枚
2012年出来高	1,203,772枚

## 2. シカゴ商品取引所 (CBOT)

(Chicago Board of Trade)

### (1) 金利先物

商品名	30 Day Fed Funds Futures フェド・ファンド(30日)先物
取引開始	1988年10月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (月曜日～金曜日) GLOBEX5:30p.m. - 4:00p.m. (日曜日～金曜日) 最終取引日4:00p.m.まで
取引単位	US \$5,000,000
上場限月	暦月から36限月
銘柄コード	FF (GLOBEXはZQ)
価格の表示方法	100から翌日物Federal Funds rateの月間単純平均を引いた数値
価格の最小変動幅	0.0025 (US \$10.4175に相当) 最期近限月は0.0025 (US \$10.4175に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	全限月合計で買建と売建の差3,000枚の場合建玉情報を報告 (注1)
最終取引日	限月の最終営業日
最終決済方法	差金決済 (毎日の翌日物Federal Fund rateの限月中の平均に基づいた最も近似の1/10ペース・ポイント)
最終決済日	最終取引日の翌営業日
2011年出来高	12,306,131枚
2012年出来高	6,425,956枚

注1：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

注2：2年物、5年物、7年物及び30年物も上場されています。

商品名	10-Year Deliverable Interest Rate Swap Futures 受渡決済可能金利スワップ(10年)先物(注2)
取引開始	2002年6月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (月曜日～金曜日) GLOBEX5:30p.m. - 4:00p.m. (日曜日～金曜日) 最終取引日2:00p.m.まで
取引単位	US \$100,000
上場限月	3、6、9、12月の4限月
固定金利	各限月上場時に決定
変動金利	3ヶ月LIBOR
銘柄コード	N1U (GLOBEXはSA)
額面価格	100
価格の最小変動幅	1/64 (US \$15.625に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし (5,000枚以上は報告要)
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前
最終決済方法	受渡決済
2011年出来高	658,376枚
2012年出来高	224,486枚

(2) 金利先物オプション

商品名	30 Days Fed Funds Futures Options フェド・ファンド（30日）先物オプション
取引開始	2003年3月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (月曜日～金曜日) GLOBEX5:30p.m. - 4:00p.m. (日曜日～金曜日)
取引単位	フェド・ファンド（30日）先物1取引単位 (US \$5,000,000)
上場限月	暦月から24限月
銘柄コード	FFC (コール)、FFP (プット) (GLOBEXはOZQ)
価格の最小変動幅	0.0025 (US \$10.4175に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	3,000枚以上の場合は建玉情報を報告 (注1)
最終取引日	限月の最終営業日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.0625刻み (上下10ずつ) 0.1250刻み (上下5ずつ)
2011年出来高	3,272,313枚
2012年出来高	1,062,855枚

### 3. ICE Futures U.S. (旧ニューヨーク商品取引所 (NYBOT))

#### 通貨先物

商品名	Euro/Japanese Yen Futures ユーロ・日本円通貨先物
取引開始	2011年6月
取引時間	8:00p.m. ~ 翌日5:00p.m. ; 最終取引日 ~ 9:16a.m. (CT)
取引単位	EUR125,000 (注1)
上場限月	3、6、9、12月
銘柄コード	KEJ
価格の表示方法	1EUR当たりの日本円表示
価格の最小変動幅	0.005 (625円に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2011年出来高	111,413枚
2012年出来高	98,906枚

注1 : EUR1,000,000も上場されています。

#### 通貨指数先物

商品名	US Dollar Index Futures 米ドル指数先物
取引開始	1985年11月
取引時間	8:00p.m. ~ 翌日5:00p.m.
取引単位	US \$1,000×米ドル指数
上場限月	3、6、9、12月の4限月
銘柄コード	DX
価格の表示方法	米ドル指数
価格の最小変動幅	0.005 (US \$5に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	ユーロ、日本円、英ポンド、 カナダドル、スウェーデンクローナ及びスイスフランの6通貨 (指数内のウエートに応じて) に対して受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2011年出来高	7,751,270枚
2012年出来高	19,608枚

### 4. NASDAQ OMX PHLX (旧フィラデルフィア証券取引所)

#### 通貨オプション

商品名	U.S.Dollar settled Japanese Yen Currency Options 日本円通貨オプション (米ドル差金決済)	U.S.Dollar settled Euro Currency Options ユーロ通貨オプション (米ドル差金決済)
取引開始	2007年8月	2007年1月
取引時間	9:30a.m. - 4:00p.m.	左に同じ
取引単位	1,000,000円	EUR10,000
上場限月	3、6、9、12月及びその他の月の期近2限月	左に同じ
銘柄コード	XDN	XDE
価格の最小変動幅	0.01 (US \$1.00に相当)	0.01 (US \$1.00に相当)
値幅制限	なし	なし
建玉制限	20万枚	20万枚
最終取引日	限月の第3金曜日	左に同じ
権利行使期間	ヨーロピアン	左に同じ
権利行使価格	0.005	0.5
最終決済方法	最終取引日の12:00正午のニューヨーク連銀 の買いレートに基づく米ドルによる差金決済	左に同じ
オプション消滅日	限月の第3金曜日の次の土曜日	左に同じ
2011年出来高	20,687枚	290,951枚
2012年出来高	8,251枚	152,927枚

## 5. MX (モントリオール取引所)

(MX)

### (1) 金利先物

商品名	Three-Month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヶ月）先物
取引開始	1988年4月
取引時間	6:00a.m. – 4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	額面C \$1,000,000のBA手形 (3ヶ月)
上場限月	3、6、9、12月の12限月及びその他の月の期近2限月
銘柄コード	BAX
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.01 (C \$25.00に相当) 期近3限月は0.005 (C \$12.50に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	先物とオプション合計で全限月のネットの建玉132,250枚 (定期的に変更)
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注）
最終決済方法	差金決済
2011年出来高	20,865,769枚
2012年出来高	20,804,167枚

### (2) 金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヶ月）先物オプション
取引開始	1994年4月
取引時間	6:00a.m. – 4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	カナダBA手形（3ヶ月）先物 1取引単位 (C \$1,000,000)
上場限月	3月、6月、9月、12月の8限月。 ミッドカーブ・オプション（1年及び2年）は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。
原商品	通常のオプションは同じ限月の先物。四半期限月のミッドカーブ・オプションは1年後又は2年後を限月とする先物。その他の月のミッドカーブ・オプションはその限月直後の四半期限月から1年又は2年後を限月とする先物。
銘柄コード	OBX
価格の最小変動幅	0.005 (C \$12.50に相当) キャビネット取引は0.001 (C \$2.50に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	先物を参照
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注）
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125刻み
2011年出来高	635,046枚
2012年出来高	493,047枚

注：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。

## 6. BM&F BOVESPA

### (1) 通貨先物

商品名	U.S.Dollar Futures 米ドル先物
取引開始	1987年4月
取引時間	9:00a.m. – 6:00p.m.
取引単位	US \$50,000
上場限月	暦月
銘柄コード	DOL
価格の表示方法	US \$1,000当たりのBRL表示
価格の最小変動幅	US \$1,000当たり0.001 (BRL50に相当)
値幅制限	5%
建玉制限	1万枚又は限月当たりの全建玉 の20%のどちらか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の最初の営業日
2011年出来高	86,167,955枚
2012年出来高	84,049,097枚

### (2) 通貨先物オプション

商品名	U.S.Dollar Options on Futures 米ドル先物オプション
取引開始	1998年7月
取引時間	9:00a.m. – 6:00p.m.
取引単位	米ドル先物1取引単位 (US \$50,000)
上場限月	暦月
原商品	米ドル先物
銘柄コード	DOL
価格の最小変動幅	US \$1,000当たり0.001 (BRL0.10に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	限月当たりの全建玉の20%又 は2,500枚のいずれか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
権利行使期間	ヨーロピアン
自動権利行使	なし
権利行使価格	US \$1,000当たりBRL25
2011年出来高	11,136,468枚
2012年出来高	9,422,497枚

## 7. エヌワイエスイーライフ (NYSE Liffe)

### (1) 金利先物-1

商品名	Three Month Sterling (Short Sterling) Interest Rate Futures 英ポンド金利（3ヵ月）先物	Three Month EURIBOR Interest Rate Futures EURIBOR金利（3ヵ月）先物
取引開始	1982年11月	1998年12月
取引時間	7:30a.m.-6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで	1:00a.m.-6:45a.m. 7:00a.m.-9:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	BP500,000	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の24限月及びその他の月の2 限月	3、6、9、12月の26限月及びその他の月の6 限月
銘柄コード	L	I
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01 (BP12.50に相当)	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日	限月の第3水曜日2営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日11:00a.m.のBBA LIBORを基準）	差金決済（最終取引日10:00a.m.のEBF EURIBORを基準）
最終決済日	最終取引日の翌営業日	左に同じ
2011年出来高	115,586,702枚	241,950,875枚
2012年出来高	114,915,025枚	178,762,097枚

EBF EURIBORは、European Bankers Federation Euribor Offered Rateの略称です。

BBA LIBORは、British Bankers' Association London Interbank Offered Rateの略称です。

- 注： a. 金融取が提携市場デリバティブ取引として指定しています。
- b. Liffeで行われた取引については、その建玉はLiffeにおける取引分類に応じて約定価格又はLiffeの清算価格で金融取に移管され、原則としてLiffeには建玉は残りません。
- c. 金融取に移管された建玉は、証拠金の差入れや決済について、金融取で行われた取引の建玉と同様に取り扱われます。

商品名	Three Month Euro Swiss Franc (Euroswiss) Interest Rate Futures ユーロスイスフラン金利（3ヵ月）先物	Three Month Euroyen (Tibor) Interest Rate Futures ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物（注）
取引開始	1991年2月	1996年4月
取引時間	7:30a.m. – 6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで	7:00a.m. – 4:00p.m. 8:00a.m. – 4:00p.m.（ロンドン夏時間）
取引単位	SF1,000,000	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月の12限月	左に同じ
銘柄コード	S	J
価格の表示方法	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01 (SF25.00に相当)	0.005 (1,250円に相当)
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日2営業日前	金融取の最終取引日（限月の第3水曜日の2営業日前）の2Liffeの営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日11:00a.m.のBBA LIBORを基準）	差金決済
最終決済日	左に同じ	金融取の最終決済日に同じ
2011年出来高	8,233,176枚	—
2012年出来高	6,428,995枚	—

(1) 金利先物-2

商品名	Two Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（2 年）先物	Five Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（5 年）先物	Ten Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（10 年）先物
取引開始	2001年3月	左に同じ	左に同じ
取引時間	7:00a.m.-6:00p.m. 最終取引日10:00a.m.	左に同じ	左に同じ
取引単位	EUR100,000	左に同じ	左に同じ
上場限月	3、6、9、12月の2限月	左に同じ	左に同じ
固定金利	6.00%（年1回利払い）	左に同じ	左に同じ
変動金利	EURIBOR	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	TWS	O	P
額面価格	100	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005（EUR5.00に相当）	0.01（EUR10.00に相当）	左に同じ
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	なし	なし	なし
最終取引日	実行日の2営業日前	左に同じ	左に同じ
実行日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	想定元本及び想定金利を ISDA指標スワップレートか ら算出する割引率で割り引 いて算出する現在価値に基 づく差金決済	左に同じ	左に同じ
2011年出来高	357,849枚	220,966枚	77,825枚
2012年出来高	376,091枚	283,872枚	150,409枚

ISDAは、International Swap and Derivatives Associationの略称です。

(2) 金利先物オプション

商品名	Options on Three Month Sterling (Short Sterling) Futures 英ポンド金利（3ヶ月）先物オプション	Options on Three Month EURIBOR Futures EURIBOR（3ヶ月）先物オプション
取引開始	1987年11月	1999年1月
取引時間	7:32a.m. – 6:00pm. 最終取引日11:00a.m.まで	7:02a.m. – 6:00pm. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	英ポンド金利（3ヶ月）先物1取引単位 (BP500,000)	EURIBOR（3ヶ月）先物1取引単位 (EUR1,000,000)
上場限月	3、6、9、12月の8限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプションは、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。	3、6、9、12月の8限月及びその他の月の4限月。 ミッドカーブ・オプションは、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の4限月。
原商品	オプション限月以後直近の3、6、9、12月を限月とする先物。 オプション限月以後直近の3、6、9、12月から1年後、2年後又は3年後を限月とする先物（ミッドカーブ・オプション）	オプション限月以後直近の3、6、9、12月を限月とする先物。 オプション限月以後直近の3、6、9、12月から1年後、2年後、3年後又は4年後を限月とする先物（ミッドカーブ・オプション）
銘柄コード	L	I
価格の最小変動幅	0.005 (BP6.25に相当)	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし	なし
最終取引日	英ポンド金利（3ヶ月）先物の最終取引日に同じ	EURIBOR（3ヶ月）先物の最終取引日に同じ
オプション料授受の時期	権利行使日の翌営業日又は権利行使期間満了日	左に同じ
権利行使期間	アメリカン	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.25（3、6、9、12月の最期近4限月は0.125） 刻み	左に同じ
2011年出来高	21,575,685枚	126,535,338枚
2012年出来高	8,982,932枚	70,671,111枚

## 8. ユーレックス (Eurex)

金利先物

商品名	Three-Month EURIBOR Futures EURIBOR (3ヵ月) 先物
取引開始	1998年9月
取引時間	8:00a.m. - 7:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の20限月
銘柄コード	FEU3
価格の表示方法	100から年利率 (%) を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済 (最終取引日11:00a.m.の EURIBOR EBF/ACIを基準)
最終決済日	最終取引日の翌営業日
2011年出来高	125,557枚
2012年出来高	66,360枚

## 9. シンガポール取引所デリバティブ市場 (SGX-DT)

(Singapore Exchange Derivatives Trading)

金利先物

商品名	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR (3ヵ月) 先物 (注1) (注2)
取引開始	1989年10月
取引時間	7:40a.m. - 7:05p.m. 8:00p.m. - 2:00a.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月 (最長5年)
銘柄コード	EY
価格の表示方法	100から年利率 (%) を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005 (1,250円に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし (全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告) (注3)
最終取引日	限月の第3水曜日の2金融取営業日前
最終決済方法	差金決済 (最終決済価格は、金融取のユーロ円3ヵ月金利先物と同じ)
最終決済日	限月の第3水曜日
2011年出来高	59,250枚
2012年出来高	25,826枚

注1：CMEとの相互決済制度対象商品です。

注2：最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR (3ヵ月) 先物も上場されています。

注3：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

## 10. 香港先物取引所 (HKFE)

(Hong Kong Futures Exchange)

金利先物

商品名	Three-Month HIBOR Futures HIBOR（3ヵ月）先物
取引開始	1997年9月
取引時間	8:30a.m. – 12:00a.m. 1:30p.m. – 5:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	HK \$5,000,000
上場限月	当月1限月、暦月の2限月及び3、6、9、12月の7限月の計10限月
銘柄コード	HB3
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.01（HK \$125.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	1限月1000枚又は取引参加者口座で全限月4000枚かつ1限月1000枚又は顧客口座で全限月4000枚
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の第3水曜日
2011年出来高	414枚
2012年出来高	150枚

HIBORはHong Kong Interbank Offered Rateの略称です。

## 11. ASX 24 (シドニー先物取引所 (SFE))

ASX 24 (Sydney Futures Exchange)

### (1) 金利先物

商品名	ASX 90 Day Bank Accepted Bill Futures ASX BA手形 (90日) 先物	ASX 30 Day Interbank Cash Rate Futures ASX 30日銀行間金利先物	ASX 90 Day New Zealand Bank Bill Futures ASXニュージーランドBA手形 (90日) 先物 (注1)
取引開始	1979年10月	2003年8月	1986年12月
取引時間	5:08p.m. - 7:30a.m. (3月 第2日曜から11月 第1日曜は5:08p.m. - 7:00a.m.) 8:28a.m. - 4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで	5:14p.m. - 7:30a.m. (3月 第2日曜から11月 第1日曜は5:08p.m. - 7:00a.m.) 8:34a.m. - 4:30p.m. 最終取引日4:30p.m.まで	5:40p.m. - 7:00a.m. 8:30a.m. - 4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで (ニュージーランド時間)
取引単位	額面A \$1,000,000のBA手形 (90日)	A \$3,000,000	NZ \$1,000,000
上場限月	3月、6月、9月、12月から20限月	暦月から18限月	3、6、9、12月の12限月
銘柄コード	IR	IB	BB
価格の表示方法	100から年利率(%)を引いた数値	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01% (約A \$24.00に相当)	0.005% (約A \$12.33に相当)	0.01% (約NZ \$24.00に相当)
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	最終決済日の1営業日前	限月の最終営業日	限月9日より後の最初の水曜日
最終決済方法	受渡決済 (オーストラリアの銀行などが発行する決済日後85-95日間で満期となる額面A \$1,000,000を1枚のBA手形又は電子BA手形(EBA)、譲渡性預金(NCD)又は電子NCD(ECD))	差金決済 (オーストラリア準備銀行が毎日公表する銀行間翌日物金利の限月中の平均数値に基づく)	3カ月物FRA決済レートに基づく決済価格 (注2)に基づく差金決済
最終決済日	限月の第2金曜日	最終取引日の2営業日後	最終取引日の翌営業日
2011年出来高	22,391,055枚	6,296,489枚	2,018,667枚
2012年出来高	21,382,203枚	4,499,015枚	1,307,096枚

FRAは、forward rate agreementの略称です。

NTAは、Net Tangible Assetsの略です。

注1：2004年3月にニュージーランド先物オプション取引所 (NZFOE) からSFEに移管されました。

注2： $1,000,000 \times 365 / [365 + (P \times 90 / 100)]$  ただしPは年利率で表示された決済レート。

(2) 金利先物オプション

商品名	ASX Options on 90 Day Bank Accepted Bills Futures ASX BA手形（90日）先物オプション
取引開始	1979年10月
取引時間	5:08p.m. ~ 7:30a.m. (3月第2日曜から11月第1日 曜は5:08p.m. - 7:00a.m.) 8:28a.m. ~ 4:30p.m. 最終取引日12:30p.m.まで
取引単位	ASX BA手形（90日）先物1取引単位 (A \$1,000,000)
上場限月	3月、6月、9月、12月から6限月
銘柄コード	IR
価格の表示方法	年利率 (0.005%刻み)
価格の最小変動幅	0.005% (約A \$12.00に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	原商品の決済日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン (期日は最終取引日の取引終了時)
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125%刻み
2011年出来高	53,602枚
2012年出来高	6,788枚

12. 韓国取引所 (KRX)

(Korea Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. dollar Futures 米ドル通貨先物
取引開始	1999年4月
取引時間	9:00a.m. - 3:15p.m. 最終取引日11:30a.m.まで
取引単位	US \$10,000
上場限月	6連続暦月及びそれに続く2四半期限月合わせて8限月
銘柄コード	UD
価格の表示方法	1US\$当たりの韓国ウォン表示
価格の最小変動幅	0.1 (KRW1,000に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	必要な場合に設定
最終取引日	限月の第3月曜日
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3月曜日の2営業日後
2011年出来高	70,212,467枚
2012年出来高	53,549,300枚

### 13. モスクワ銀行間通貨取引所

(Moscow Interbank Currency Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. Dollar Futures 米ドル通貨先物
取引開始	2000年11月
取引時間	10:40a.m. - 7:00p.m.
取引単位	US \$1,000
上場限月	6暦月及び3、6、9、12月から2限月
銘柄コード	FSUSD
価格の表示方法	1US \$当たりのRUB表示
価格の最小変動幅	1US \$当たり0.0001 (RUB0.1に相当)
建玉制限	50万枚
最終取引日	限月の15日
最終決済方法	12:00p.m.から12:30p.m.のUSDRUB_TOMの加重平均値での差金決済
2011年出来高	5,614,719枚
2012年出来高	545,340枚

### 14. RTS Stock Exchange (FORTS)

RTS 証券取引所 (FORTS)

通貨先物

商品名	U.S. Dollar/Russian Ruble Futures 米ドル・ロシアルーブル先物
取引開始	2010年7月
取引時間	10:00a.m. - 6:45p.m. ; 7:00p.m. - 11:50p.m.
取引単位	US \$1,000
上場限月	3、6、9、12月から5年間
銘柄コード	SI
価格の表示方法	1,000US \$当たりのRUB表示
価格の最小変動幅	US \$1当たり0.001(RUB1に相当)
値幅制限	なし
最終取引日	限月の15日の前取引日
最終決済方法	Interfaxが公表するUSD/RUB_UTS_TOMでの差金決済
2011年出来高	206,820,694枚
2012年出来高	373,108,731枚

本概要はご参考のために2013年11月現在で作成したものであり、商品内容や取引方法の詳細については各取引所の説明書等によりご確認下さい。

参考資料：各取引所のContract Specifications等

## FINANCIAL FUTURESニュース

(平成25年9月～12月)

### 1. EU、日本等の規制をEMIR同等と認定へ (PR 9月3日)

欧州証券市場機構（ESMA）は、オーストラリア、香港、日本、シンガポール、スイス及び米国の店頭デリバティブ清算、中央決済機関（CCP、Central Counter Party）及び取引情報蓄積機関に関する規制制度が欧州市場インフラ規制(EMIR)と同等であると欧州委員会に助言した。一部条件付き(例えば日本の場合、CCP、中央清算(Central Clearing)、非金融取引相手の要件及び非清算取引のリスク軽減等について)。欧州委員会が決定すれば、EMIRの一定の規定がその国の規制を支持して、適用除外となる。

### 2. オーストラリア証券取引所、店頭デリバティブ清算サービスを開始 (PR 9月12日)

オーストラリア証券取引所（ASX）は、オーストラリアドル建て金利スワップの店頭取引を初めて清算した。

### 3. CFTC及びNFA、FXDDに罰金・過怠金賦課と顧客への不正利得の返還命令 (PR 9月18日)

米商品先物取引委員会（CFTC）及び全米先物協会（NFA）は、FX Direct Dealer（FXDD）に対し、顧客にとって不利な価格のスリッページと顧客にとって有利な価格のスリッページが非対称(asymmetrical)(顧客に不利)となるように取引システムのプログラムを設定し、損害を与えたことがNFA規則違反(商業上の道徳基準及び取引の信義則背反)に該当することなどを理由として、それぞれ罰金274万ドル及び過怠金110万ドル(うち、91万ドルがスリッページによる)を賦課した。また、顧客(24,900口座)への不正利得約180万円の返還(restitution)を命じた。

### 4. CFTCに17社がSEF暫定登録 (PR 9月25日～11月18日)

SEFの暫定登録数は次の17社となった。

暫定登録は、360 Trading Networks, Inc.、BGC Derivatives Markets, L.P.、Bloomberg SEF LLC、DW SEF LLC、GFI Swaps Exchange LLC、ICE Swap Trade LLC、Javelin SEF, LLC、MarketAxess SEF Corporation、SwapEx LLC、TeraExchange, LLC、TW SEF LLC、tpSFE Inc.、Chicago Mercantile Exchange Inc.、ICAP SEF (US) LLC、INFX SEF Inc.、Thomson Reuters (SEF) LLC、LatAm SEF LLC。

### 5. Eurex、HFTに超過システム利用料を賦課 (PR 9月27日)

Eurexは、2013年12月1日から、超過システム利用(ESU、Excessive System Usage)料(Fee)を導入する。Eurexは、取引参加者から送られてくる取引の件数に1日当たりの上限を設け、それを超える場合、ESU料が適用される。取引件数上限は、取引参加者ごと、商品ごと、取引日ごと及び上限種類ごとに計算される。上限種類は、注文の種類「標準注文」と「全取引」の2種類あり、毎日、取引参加者ごとに、実際の取引が商品ごとに数えられる。この取引件数が取引件数上限を超える場合、上限の違反とみなされる。違反に

は2種類あり、「偶発」の違反は、暦月の商品ごとに6回未満で、ESU料の対象にはならず、「システムティック」な違反は、暦月の商品ごとに5回超で、全てESU料の対象となる。ESU料の計算は、[取引件数－取引件数上限]×料金。取引件数上限は、①数量要素（注文台帳の数量に所定の数量要素を掛けた数値）及び②フロア（注文台帳にある約定数量に関わらず取引参加者ごとに定められる。マーケットメーカー（MM）は、成績に応じてより高いフロアを与えられる。）から構成される。上限を超えた取引ごとのESU料は、取引の上限違反が50%の場合は0.05ユーロ、同じく50%～100%の場合は0.20ユーロ、同じく100%超の場合は0.50ユーロ。

## 6. CFTC等、閉鎖 (PR 10月1日)

米議会における予算の不成立により、CFTC、SEC等政府機関が閉鎖された。CFTCは、先物市場の監視等を除き、ほぼ休業状態となった。(10月17日再開。)

## 7. CME Clearing、店頭金利スワップの証拠金率を引き上げ (Notice 10月16日)

CME Clearingは、議会の債務上限問題を受けて、一時的措置として、全ての店頭金利スワップの証拠金率を基準レートに12%の追加を行うこととした。10月16日から4日間3%ずつ加える。10月17日、当該問題の解決を受けて、CMEは、この措置を取りやめた。

## 8. SEC、市場を混乱させた業者に罰金賦課 (PR 10月16日)

米証券取引委員会（SEC）は、Knight Capital Americas LLC（Knight Capital）が市場へのアクセスに伴うリスクを制限する安全装置を十分に整備していなかったことで市場を混乱させた2012年8月1日の取引がSECの市場アクセス規則（15c3-5）に違反したとして、罰金1,200万ドルを課した。Knight Capitalは、ニューヨーク証券取引所（NYSE）において、市場開始から45分間に、212件の顧客注文を成立させようとして400万件の注文を誤送信し、397百万株超の取引を行い、数十億ドルの意図しないポジションを取得し、460百万ドル超の損失を出した。

## 9. CFTC、CDSの相場操縦を行った大手銀行に1億ドルの罰金賦課 (PR 10月16日)

CFTCは、JP Morgan Chase bank N.A (JP Morgan) が、相場操縦を禁じるドッド・フランク法による改正後の商品取引所法（Section 6(c)(1)）及びCFTC規則（第180.1条）に違反して、CDS（credit default swap）の取引において相場操縦的な手段を使ったとして1億ドルの罰金を課した。JP Morganは、2012年2月末、CDS指数（IG9 10Y）の売建玉を大量（650億ドル）に保有しており、値洗い前に月末の市場価格を引き下げるために、市場参加者が依存する価格は需給に基づき決定されるというファンダメンタルが示す価値を無謀（reckless、それが違法であると認識しながら）に無視して、集中的な期間、大量（70億ドル）の同指数を売り付けた。ドッド・フランク法に基づく相場操縦に関する処分の最初の事例となるとともに、CFTCは、ドッド・フランク法により、無謀な相場操縦行為を禁止することができることを初めて示した。なお、JP Morganは、CDS市場におけるその存在の大きさから「ロンドン鯨」と呼ばれている。

## 10. LCH.Clearnet SA、NYSE Euronextのデリバティブ取引清算を5年継続 (PR 10月17日)

LCH.Clearnet SAとNYSE Euronextは、LCH.Clearnet SAによるNYSE Euronextの欧州大陸側の取引所におけるデリバティブ取引の清算を2018年12月まで継続する契約に調印した。

## 11. FX取引について注意喚起 (ニュージーランド、オーストラリア及びケベック)

(PR 8月29日、10月18日、10月21日)

ニュージーランド金融市場機構 (FMA) は、Phoenix Forex Limited及びOak FXがその外国為替取引システムによる収益率（年50%～65%）及びリスクを虚偽表示していると一般投資家に注意喚起した。投資家は、同システムを使って取引をする場合、システム導入料上限\$25,700を支払い、第三者業者に口座を開設し、アルゴリズム取引ソフトウェアを使って取引をする。ニュージーランドでは、金融サービスを提供する業務を行うには、金融サービス提供者登録簿に登録しなければならず、外国為替証拠金取引を含む先物契約を取引する業務を行う会社は、FMAによる許可が必要であるが、Phoenix Forexはそのような登録又は許可を受けていない。

オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) は、シドニーの外国為替業者GTL TradeUp Pty Ltd (GTL) の破綻に続いて注意喚起書を発し、FXにはレバレッジ効果があること、為替相場を予想することは困難であることなど、FX取引は危険である旨一般投資家に注意喚起した。

カナダ・ケベック金融市場機構(AMF)は、オーストラリアの会社Investment Intelligence Corporation(IIC)がケベック市民に対し、教育用の「ProphetMax Managed FX」を販売し、外国為替市場について学ばせ、ニュージーランドの会社IB Capital FX LLCに外国為替取引口座を開設することを勧誘し、その後IICへの取引の一任を依頼しているとし、投資家の投資額の60%以上の損失が出ている旨説明し、詐欺の犠牲者となるよう注意喚起している。

## 12. NFA、報告遅延手数料を引き上げ (Notice 10月23日)

NFAは、財務報告書（財務要件第10条）、外国為替会員（FDM）による報告書（同第13条）及びFDM日次取引データ報告書（法令遵守規則第2-48条）の提出遅延について、遅延手数料をそれぞれ遅延1日当たり従来の200ドルから1,000ドルへ引き上げる。12月2日から実施する。（会報97号F.F. ニュース参照）

## 13. CFTC、2013年度の罰金総額、史上最高の17億ドル (PR 10月24日)

CFTCは、2013年9月までの1年間の処分件数が82件、罰金等の総額が史上最高の17億ドルになったと発表した。民事上の罰金 (civil monetary penalties) が15億ドル、不当利得の返還 (restitution及びdisgorgement) が2億ドル。罰金額は、CFTCの2013年度予算の約7倍に達する。過去3年間では、処分件数283で、それ以前の3年間の約2倍となった。主な罰金は、LIBOR不正操作に関し、UBSに700百万ドル、Royal Bank of Scotland及びRBS Securities Japanに325百万ドル、ICAPに65百万ドル。なお、LIBOR不正操作に関しては、前年度分として、Barclays Bankに13億ドルの罰金もある。顧客分別管理関係は、破綻したMF Global及びPeregrineに関しては、罰金額は未定（下記28. 参照）のほか、14件の同時処分がありその罰金額合計は550万ドル、その他1件65万ドル。相場操縦等取引に関する処分は、流動性の仮装、見せ玉等。従業員の取引隠しの監督不行き届きでGoldman Sachsに150万ドルの罰金。この他、海外無登録業者のバイ

ナリー販売2件、不実の報告書交付、架空の貴金属取引勧誘、ネズミ講詐欺行為など。

#### 14. アフリカ最初のデリバティブ市場、取引開始 (PR 10月25日)

ザンビア債券・デリバティブ取引所 (BADEX) は、アフリカ最初のデリバティブ取引を11月5日に開始する。商品は、米ドル／クワチャ通貨先物。

#### 15. ビットコインの取引所がロンドンに開設 (PR 10月29日)

仮想通貨であるBitcoin（ビットコイン）の取引所であるCoinfloorがロンドンに開設され、11月5日に取引を開始する。英国の金融行為機構（FCA）によれば、ビットコインは、money（通貨）ではないため、FCAの規制対象ではない。米国の顧客は、同取引所が米財務省への登録及び送金免許を受けていないため、取引参加できない。

#### 16. CFTC、顧客資金保護規則を改訂 (Notice 10月31日)

CFTCは、規則1.22及び1.23を改正し、FCMが証拠金不足をカバーするために顧客口座に保持しなければならない残余持分の計算方法を変更し、FCMが証拠金を徴求しなければならない期限までの期間を短縮化する。残余持分規則は、公示後1年間は、「FCMに対し取引日の翌営業日の午後6時（東部時間）現在でそれぞれの顧客証拠金不足残高をカバーするために自己資金を使用することを求める。」これは、先立つ提案の、「FCMに対し、常に、それぞれの顧客証拠金不足をカバーするために分別口座に十分な残余持分を維持することを求める」から修正された。修正理由は、FCMが一顧客の超過証拠金を他の顧客の証拠金不足に資金供給するために使用しないことを確実にするため。さらに5年後、上記規定の「午後6時（東部時間）」を「最初の日次決済時」（これは、通常、取引日の翌営業日朝である）に早める。また、必要額に満たない証拠金額についてFCMに自己資本を追加させる期限を最初の証拠金請求から現行の3日後までを1日後までに短縮する。この他、顧客資金の所有権及び報告要件並びにポートフォリオ証拠金口座にある非清算対象スワップの担保の分別管理及び有価証券の取扱いに関連する要件を定めた。新規則は、銀行及び保管機関の口座で管理される顧客担保についての標準確認書の使用から監査済財務報告に係る新基準及び顧客分別口座からFCMの資金を移動させる手続きまで多くの顧客保護要件を含むが、その多くはすでに業界及び自主規制機関により実施されている。

#### 17. CFTC、建玉制限規則案を認可 (Notice 11月5日)

CFTCは、デリバティブの投機的建玉制限 (Part 150) について、①様々な農産物コモディティ、エネルギー及び金属に関連する28の所謂「コア参照先物契約」に絶対水準を定めること、②関連口座の総計、及び③何が善意のヘッジ建玉を構成するかを考慮に入れた新規則案を認可した。各建玉制限は、CFTCが管轄するデリバティブについて、全ての取引場所（及び店頭）で行われるトレーダーの先物・オプション及び経済的に同等のスワップの総計に適用される。スポット限月と非スポット限月には異なる制限が適用され、スポット限月は、予想受渡可能供給量の25%で、現物の受渡及び差金決済参照契約には、別々に適用される。但し、差金決済契約だけを取引するトレーダーは、免除に適格で、差金決済のスポット限月制限の5倍まで取引できる。非スポット限月制限は、一般的に、未決済建玉に応じて定められ、10／2.5計算式—すなわち最

初の建玉25千枚の10%プラス残りの建玉の2.5%一が使われる。(編集注：本規則案は、反対があり、実施されない可能性もあるようです。)

#### 18. CFTC、IB、CPO及びCTAの先物協会会員資格義務化を提案 (PR 11月5日)

CFTCは、従来は、「NFAの会員は、会員以外の者と取引してはならない。(NFA準則第1101条)」と規定されていることにより、事実上、NFAの会員資格取得を強制していたIB (introducing broker)、CPO (commodity pool operator) 及びCTA (commodity trading adviser) について、CFTC規則170.17により義務化することを提案した。なお、FCM (futures commission merchant)、スワップ・ディーラー及び主要スワップ参加者は、それぞれCFTC規則170.15及び170.16により既に義務化されている。

#### 19. MX、新取引システムを導入 (PR 11月5日)

モントリオール取引所 (MX) は、能力を向上させたデリバティブ取引システムSOLAを導入した。新システムは、取引反応時間が従来と比べほぼ300%速い460マイクロ秒。メッセージ伝達量は、1秒あたり100,000の価格提示数に対応し、従来の約2倍。SOLAは、MX、カナダ・デリバティブ清算会社 (CDCC) 及びMXが過半数を所有するBOXオプション取引所、ロンドン証券取引所デリバティブ市場、オスロ取引所及びイタリア取引所の各デリバティブ取引に使用されている。

#### 20. CFTC、HFTトレーダーを相場操縦につき告発 (PR 11月6日)

CFTCは、シカゴ最大手のHFTトレーダーの一つであるDonald R.Wilson及びその会社 (DRW) がIDEX米ドル建て3ヵ月金利スワップ先物の価格を操作した行為が米国の商品取引所法第6(c)条及び第9(a)条(2)に違反するとして、ニューヨーク南地区地裁に告発した。当該商品は、NASDAQ OMX Futures Exchange (NOFE) で取引され、International Derivatives Clearinghouse (IDCH) で清算されている。DRWは、118取引日を超えて行った相場操縦により、少なくとも2,000万ドルの利益を得、一方その取引相手は同額の損失を被った。DRWは、2010年末、想定元本350百万ドルを超える当該商品の買建玉 (固定金利の受取り) を有し、その毎日の評価額は、IDCHが各取引日の取引終了前の15分間 (所謂「決済窓 (settlement window)」) にNOFEに電子的に発注されたビッドに基づいて算出する毎日の清算価格によっていることを知っていた。そのようなビッドがない場合は、NOFEは清算価格を決定するために店頭市場からの価格を使用する。DRWは、時間が経てば、価格が上昇すると予想したが、期待した水準には達せず、DRWは、「banging the close (取引終了時に清算価格を操作する目的を持って注文を出すこと)」により、自己に有利になるよう価格を作為的に動かした。DRWは、多くの取引日に決済窓内に多くのビッドを発注し、その全てが實際には成立せず、DRWは、そのビッドを取り消した。DRWのビッドが清算価格となることで、DRWは、不正に、その建玉の評価額を高めていた。CFTCは、DRWに対し、罰金、不正利得返還、取引禁止・停止等の処分を行うことを地裁に求めている。

#### 21. DTCC、シンガポールに取引情報蓄積機関を開設 (PR 11月6日)

DTCC (Depository Trust and Clearing Corporation) は、シンガポール通貨庁 (MAS) から店頭デリバティブの取引情報蓄積機関運営の認可を得た。DTCCにとって、米国及び日本に続く3ヵ国目の認可となる。

## 22. LCH.Clearnet、米国のバイサイド顧客向けFXデリバティブ清算業務を開始 (PR 11月7日)

LCH.Clearnet LtdのForexClearは、バイサイド顧客（資産運用者）向けにFXデリバティブの清算サービスを拡大した。バイサイド顧客は、FCMを通して、ForexClearを利用できる。新サービスは、LSOCモデル<sup>\*</sup>に基づく資産保護を提供する。ForexClearは、当初NDF（non-deliverable forward）から始め、2014年に他の商品にもサービスを拡大する計画である。ForexClearは、2012年3月にサービス提供を開始し、現在ではディーラー間取引の半分以上、10万件、1.2兆ドル超の清算を行っている。

※ LSOC (Legal Segregation with Operational Commingling) 「完全法的分別管理」モデル。このモデルでは、法的に分別管理されるが、運用上混合して管理される。従って、オペレーショナル・リスクと投資リスクは残るが、スワップ顧客担保保護と軽便性を合理的なコストでバランスを取る。

## 23. 世界のOTCデリバティブ取引残高、増加 (PR 11月7日)

主要11カ国的主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2013年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS<sup>\*\*3</sup>を含む。）は、693兆米ドル（2012年12月比9.5%増）と増加したが、市場価値で評価した総市場価額は、全体で20兆ドル（同▲18.5%）と減少した。外国為替のうち、米ドルは87.9%（2012年12月末は85.5%）、ユーロは33.3%（同35.3%）、円は20.8%（同20.9%）を、金利のうち、米ドル建ては30.1%（同30.3%）、ユーロ建ては40.5%（同38.2%）、円建ては9.8%（同11.2%）を占める。

	2011年 6月末	2011年 12月末	2012年 6月末	2012年 12月末	2013年 6月末
全商品合計	706,884	647,811	639,396	632,579	692,908
うち外国為替	64,698	63,381	66,672	67,358	73,121
うち先渡し等 <sup>**1</sup>	31,113	30,526	31,395	31,718	34,421
スワップ <sup>**2</sup>	22,228	22,791	24,156	25,420	24,654
オプション	11,358	10,065	11,122	10,220	14,046
[参考：取引所取引]	389	308	325	336	341]
金利	553,240	504,117	494,427	489,703	561,299
うちFRA	55,747	50,596	64,711	71,353	86,334
スワップ	441,201	402,611	379,401	369,999	45,569
オプション	56,291	50,911	50,314	48,351	49,396
[参考：取引所取引]	76,039	53,299	55,636	48,551	62,178]
株式関連	6,841	5,982	6,313	6,251	6,821
商品（金等）	3,197	3,091	2,994	2,587	2,458
CDS <sup>**3</sup>	32,409	28,626	26,931	25,069	24,349
うち個別対象先	18,105	16,865	15,566	14,309	13,135
複数対象先	14,305	11,761	11,364	10,760	11,214
その他 <sup>**4</sup>	46,498	42,613	42,059	41,611	24,860
[参考：取引所取引計]	82,844	58,341	59,522	54,434	68,264]

※1 Outright forwards and forex swaps

※2 Currency swaps

※3 Credit Default Swaps

※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

## 24. ESMA、最初の取引情報蓄積機関登録 (PR 11月7日)

欧州証券市場機構（ESMA）は、DTCC、ポーランド中央証券取引情報蓄積機関（KDPW）、REGIS -TR（IberclearとClearstreamの合弁）及びロンドン証券取引所のUnaVistaの4取引情報蓄積機関を登録した。CMEグループ及びICEの取引情報蓄積機関については未決定。取引情報報告は2014年2月12日から開始する。（編集注：ESMAは、11月29日、CME European Trade Repository及びICE Trade Vault Europeを取引情報蓄積機関として認可（合計6）した。）

## 25. G -Sibs指定替え (PR 11月11日)

金融安定理事会（FSB）は、国際的に活動する、「金融システム上重要な金融機関」（G -SIFIs）として、世界の大手金融機関29グループを指定した（毎年11月に見直す）。昨年の指定28グループに1グループ（Industrial and Commercial Bank of China Limited）が加わった。内訳は欧州が16、米国が8、日本が3、中国が2。

## 26. CMEグループ、通貨先物等の取引所手数料引き上げ (PR 11月12日)

CMEグループは、通貨、米国債、エネルギー、金属及び株価指数の先物・オプションの取引所手数料を2014年1月1日から引き上げる。通貨先物オプションは、1枚1ドルの割引0.50ドルを0.40ドルに縮小することで1枚0.60ドルとする。

## 27. 米先物業界、保険制度について検討 (PR 11月15日)

CMEグループ、先物業協会（FIA）、金融市場研究所（IFM）及びNFAは、外部委託して、米国先物業界が保険制度を採用することについて、実現可能性の経済的検討を行い、先物業者（FCM）の破綻により生ずる損失に顧客資産保護保険（CAPI）を導入することについて、①主たる保険会社が各先物顧客に提供するCAPI、②その全顧客のために保険を購入する各FCMの顧客に提供されるCAPI、③一部再保険を利用する専属保険会社への参加を選択するFCMの顧客に提供されるCAPI、④政府による強制に基づく全てのFCMの全ての顧客に提供されるCAPIの4つのモデルを分析・検討した。保険会社は、①及び②は、顧客の数及びリスク額に対してコストが大きいこと並びにCAPIを顧客又は特定のFCMに直接提供することにはいくつかの構造的障害があると指摘し、実現可能性があるのは③と④であるとする。保険会社としては、米国の先物顧客にCAPIを提供することに关心があり、保険会社8社が合同で「先物業界顧客資産保護保険会社（FICAPI）」の概要書を作成した。同概要書では、当初3億ドルまでカバーする。最初の50百万ドルは、参加FCMが資金提供する最初の損失の控除分とし、追加の250百万ドルは一FCM上限50百万ドルで保険会社組合により提供される、費用は、再保険、手数料等を含め年18百万ドル～27百万ドル等の提案がなされている。

## 28. MF Globalに罰金等 (PR 11月18日)

CFTCは、ニューヨーク南地区地裁から、MF Globalに対する民事上の罰金1億ドルの支払い（支払い順位は、顧客に対する返済及び破産法上優先順位のある債権者への返済が完全に終わった後）を課す旨の同意命令を得た。また、MF Globalの管財人は、破産裁判所から、損失を被った顧客への12億1,200万ドルの不正利

得返還による損失の回復（restitution）の許可を得た。MF Globalは、2011年10月に破綻し、その際、分別管理すべき顧客資金に不足があり、不正な顧客資金の移管や使用があった等の顧客資金規制違反があった。（会報90号F.F. ニュース7. 参照）

#### 29. ICE、SMX買収を合意 (PR 11月19日)

ICE (Intercontinental Exchange) は、シンガポール・マーカンタイル取引所 (SMX) を現金150百万ドルで買収することに合意した。SMXは、Financial Technologies (India) Ltdの完全子会社。

#### 30. Eurex、台湾株式指数先物・オプションを上場 (PR 12月4日)

Eurexは、台湾先物取引所 (TAIFEX) と提携し、台湾の株式指数TAIEX先物・オプションを2014年5月15日に上場する。Eurexで取引された同先物・オプションは、毎日Eurexで決済される。

#### 31. 米5規制機関、ボルカー・ルールを規則に (PR 12月10日)

連邦準備制度理事会 (FRB)、通貨監督庁 (OCC)、連邦預金保険公社 (FDIC)、証券取引委員会 (SEC) 及びCFTCは、ドッド・フランク法第619条 (ボルカー・ルール) を施行するための規則を制定した。ボルカールールは、預金保険対象の銀行及びその関係会社が一定の証券、デリバティブ、商品先物・オプションを自己勘定で短期売買することを禁じる。また銀行によるヘッジファンド又は私的株式ファンド（ヘッジファンド等）への投資を制限する。但し、マーケットメーク、引受、ヘッジ取引、政府義務としての売買、保険会社業務、ヘッジファンド等の組成・販売を適用除外とする。代理、取次又は管理人等の業務は禁止対象ではないことを明確にする。小規模、単純な金融機関については、法令遵守に限度が設けられ、報告要件等の負担が軽減されている。許可を受けて取引を行う銀行は、法令遵守態勢の整備、ポジションの限度設定、保有期間の限度設定、限度変更手続きの規程作成、管理者の説明責任、出来高報酬の制限等の要件を満たさなければならない。ボルカールールの対象となる銀行は、2015年7月21日までに完全遵守しなければならない。

PR : Press Release

掲載記事についての問合先は当協会宮崎 (03-5280-0889)。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3  
NBF小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)  
FAX (03) 5280-0895  
URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

